

宮城県社会的養育推進計画 (令和7年度～令和11年度)

【中間案】

令和6年12月



目 次

第1章 宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 他の県計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 従前計画の進捗状況	4
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	5

第2章 宮城県社会的養育推進計画の基本理念及び全体像

1 計画の基本理念	6
2 計画の全体像	7
3 当事者である子どもの意見反映等	9
4 評価のための指標とPDCAサイクルの運用	12

第3章 宮城県社会的養育推進計画について

1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	13
2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	16
3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	20
4 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み	23
5 一時保護改革に向けた取組	28
6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	32
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	37
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	44
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	52
10 児童相談所の強化等に向けた取組	55
11 障害児入所施設における支援	59

第4章 主な指標及び目標について

主な指標及び目標	61
----------	----

<参考資料>

1 計画策定までの流れ	62
2 計画策定懇話会委員名簿	63
3 宮城県内の施設等	64
4 家庭養育の推進に関するこれまでの動き	68

<別冊>指標編

第1章 宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

宮城県では、子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、令和27年3月に策定した「宮城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、本県が行うべき施策の方向性を明確に示す新たな計画として、令和2年3月に「宮城県社会的養育推進計画」（令和2年度から令和11年度までの10か年計画）を策定し、児童虐待防止・社会的養護に関する各種施策を推進してきました。

その後、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」、「一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上」、「社会的養護経験者等に対する自立支援の強化」、「子どもの意見聴取等の仕組みの整備」、「一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保」などが示されました。

また、「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）及びこれまで実施された国の調査研究等において、各自治体における記載内容の充実度にはらつきがあること、整備目標が一部の項目のみの設定となっていること、PDCAサイクルの運用の視点が不十分であることなどが既存計画の課題として指摘されました。

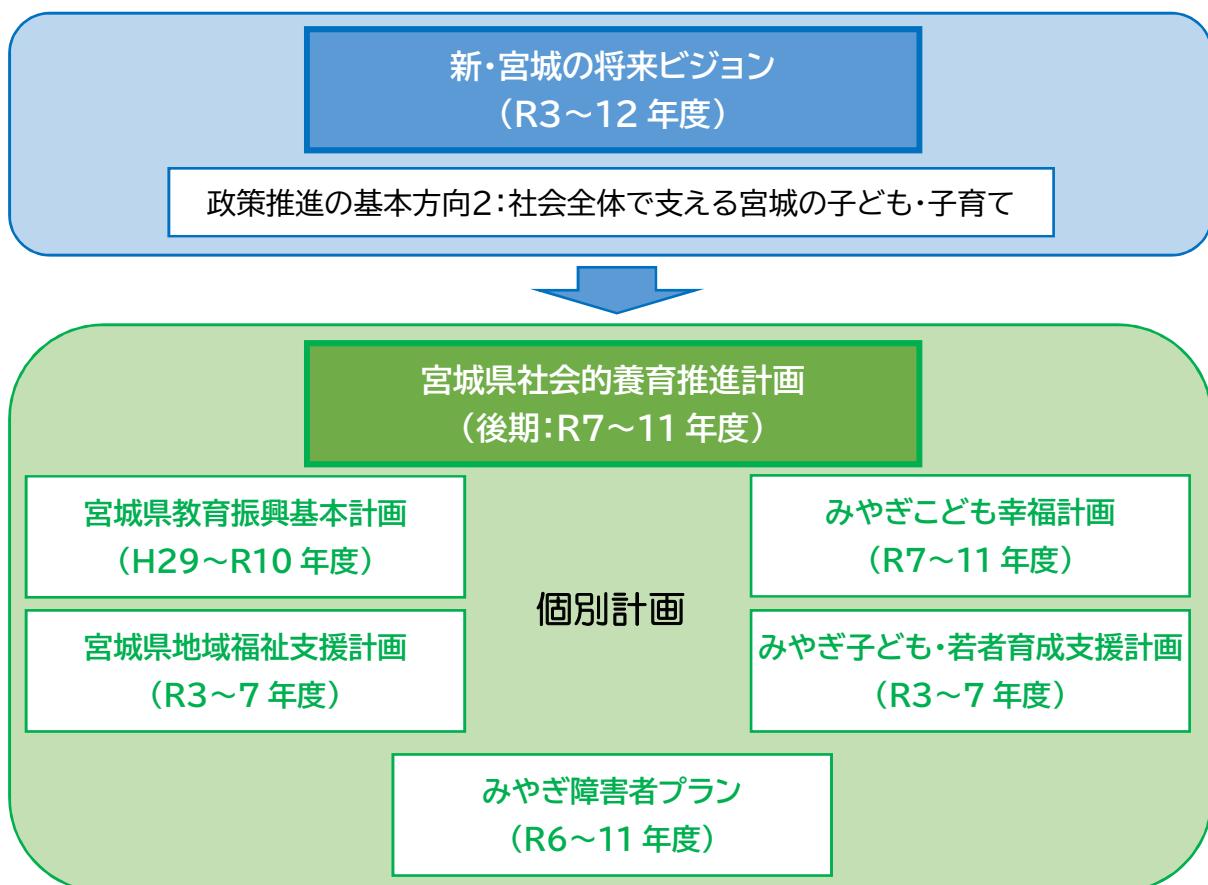
これらを受けて、子ども家庭庁から既存計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめた「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知）（以下「策定要領」という。）が発出され、各自治体は令和6年度末までに、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することされました。

以上を踏まえ、令和2年3月に策定した「宮城県社会的養育推進計画」（以下「従前計画」という。）を全面的に見直し、子どもの最善の利益を念頭に、児童虐待防止対策の更なる強化を図るとともに、社会的養護を必要とする子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、里親、ファミリーホーム、児童養護施設をはじめとした関係施設、子どもに関わる関係機関が連携して一体となった取組を進めるため、新たな「宮城県社会的養育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

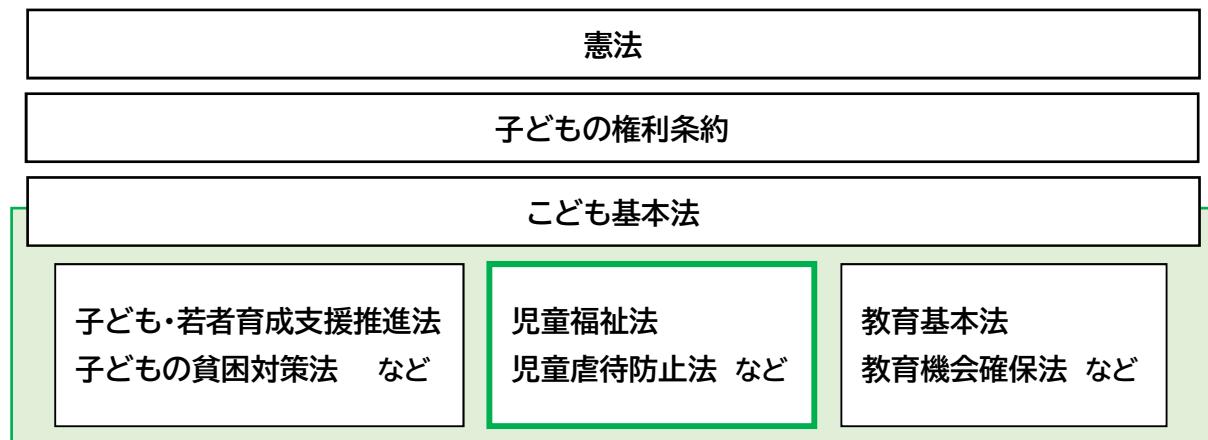
2 他の県計画との関係

本計画は、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標を位置付けた「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年のビジョン）を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策に関する事項を定めた3つの計画（みやぎ子ども・子育て幸福計画、宮城県子どもの貧困対策計画、第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画）を統合・一体化した「みやぎこども幸福計画」を令和6年度中に策定予定であり、当該計画の内容との整合を図ることとしております。



(参考) こどもの権利に関する法律



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。

計画の進捗状況について、毎年度検証を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の検証を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い取組の推進を図ります。その際は、「宮城県こども計画（仮称）」などの他計画との連携や整合性に留意します。

また、本計画と仙台市において策定する社会的養育推進計画と共通する項目等も含まれていることから、同市との間において、互いに計画の進捗状況等について情報共有を図り、計画の推進に努めます。

（参考）計画策定の変遷

＜当初計画＞

年度 計画名	H26～30 (前期)	R1～R5 (中期)	R6～10 (後期)
宮城県家庭的養護推進計画 (平成27年3月策定)	(15か年計画)		

※全面的に見直し



＜従前計画＞

年度 計画名	R2～6 (前期)	R7～11 (後期)
宮城県社会的養育推進計画 (令和2年3月策定)	(10か年計画)	

※全面的に見直し



＜本計画＞

年度 計画名	R7～11
宮城県社会的養育推進計画 (令和7年3月策定)	(5か年計画)

4 従前計画の進捗状況

令和元年度に策定した従前計画の令和6年度末（前期）の目標値に対する現在の進捗状況は次のとおりです。

区分	計画策定期	前期 (令和6年度末)	後期 (令和11年度末)	現在
市町村こども家庭総合支援拠点設置数(仙台市を除く)	4 自治体 (令和元年12月)	34 自治体 (令和4年度末)	—	こども家庭センター設置数 19 自治体 (令和6年4月) ※1
子育て世代包括支援センター設置数(仙台市を除く)	14 自治体 (25か所) (令和元年4月)	34 自治体 (令和2年度末)	—	
里親委託率	40.2 % (平成30年度末)	51.4 %	61.3 %	34.7 % (令和5年度末)
3歳未満	23.1 %	38.5 %	51.9 %	7.7 %
3歳～就学前	37.8 %	50.0 %	63.2 %	43.3 %
学童期以降	42.7 %	53.2 %	62.2 %	35.2 %
里親登録世帯数 登録里親数	176世帯 (平成30年度末)	243世帯	299世帯	218世帯 (令和5年度末)
養育里親	138世帯	205世帯	260世帯	173世帯
うち専門里親	8世帯	13世帯	18世帯	7世帯
養子縁組里親	14世帯	19世帯	24世帯	34世帯
親族里親	24世帯	19世帯	15世帯	11世帯
施設定員合計	460人	—	331人	439人
本体施設	406人	—	235人	355人
小規模	54人	—	96人	84人
乳児院	85人	—	55人	65人
本体施設	85人	—	55人	65人
小規模	0人	—	0人	0人
児童養護施設	375人	—	276人	374人
本体施設	321人	—	180人	290人
小規模 (施設数)	54人	—	96人 (16施設)	84人 (14施設)
法令等による職員配置	(令和元年度)	(令和4年度配置基準)		(令和5年度)
児童福祉司	32人	48人	—	63人
児童心理司	22人	22人	—	30人

※1 児童福祉法の改正により、市町村における子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を見直し、こども家庭センターの設置に努めることとされたため、こども家庭センターの設置数を記載。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、2015年（平成27年）9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、2030年（令和12年）を目標年とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や、健康と福祉の確保、教育の充実等といった17のゴール169のターゲット（ゴールごとの詳細な方向性）から構成される「世界共通の目標」です。

本県では、平成31年4月に「宮城県SDGs推進本部」を設置し、全庁一丸となってSDGsの達成に向けた取組を展開するとともに、県民、企業、市町村など様々な主体の取組や連携を促すこととしており、本計画においても関連するSDGsの目標を以下のとおり整理し、SDGsの達成に向けた取組の推進により役割を果たしていきます。

	目標1【貧困】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	目標4【教育】 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標5【ジェンダー】 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	目標8【経済成長と雇用】 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセンター・ワークを推進する		目標10【不平等】 国内および国家間の不平等を是正する
	目標16【平和】 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する		目標17【実施手段】 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 宮城県社会的養育推進計画の基本理念及び全体像

1 計画の基本理念

社会的養護を必要とすることの最善の利益の実現に向けて、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づく各種施策・取組の推進により、子ども一人一人が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長・自己実現できる宮城県を目指します。

「家庭養育優先原則」

子どもを家庭の中で育てることが難しい又は適当でない場合に、子どもができる限り「家庭と同じ環境」もしくは「できる限り良好な家庭的環境」の中で生活できるよう必要な対応を行う原則のことです。

「パーマネンシー保障」

生活の場や一緒に生活する人ができるだけ変わることなく過ごせる家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障することです。

※社会的養護

「社会的養護」とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

※ウェルビーイング

「ウェルビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

＜家庭養育優先原則＞



(こども家庭庁資料集「社会的養育の推進に向けて(令和6年11月)」)より

2 計画の全体像

本計画では、基本理念に基づき社会的養育を推進するため、次に掲げる11項目について、一体的かつ全体的な視点をもって取組を推進します。

- (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援）
- (2) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- (3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み
- (5) 一時保護改革に向けた取組
- (6) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (7) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (8) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 障害児入所施設における支援

また、各項目については、こども家庭庁から示された策定要領に基づき、「イ 従前計画の達成見込み・要因分析等」、「ロ 資源等に関する地域の現状」、「ハ 資源の整備・取組方針等」、「二 評価のための指標」の4つの基本構成とし、次のとおり整理し記載します（一部取組は除く）。

構成区分	記載内容
イ 従前計画の達成見込み・要因分析等	・従前計画（前期）における取組状況、課題等について記載します。
ロ 資源等に関する地域の現状	・計画期間における「資源の必要量等」は、策定要領で示された項目について記載します。 ・各項目における「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、計画期間における「整備すべき見込量等」の数値は別冊＜指標編＞に記載します。
ハ 資源の整備・取組方針等	・計画期間における「資源の整備・取組方針等」について記載します。 ・計画期間における「整備すべき見込量等」について、策定要領で示された年度ごとの「定量的な整備目標」に係る項目は上記ロで記載し、年度ごとの数値は別冊＜指標編＞に記載します。
二 評価のための指標	・評価のための主な指標及び目標は、P61に記載しています。

※口から二の整理（括弧書きは例示）

<口 資源等に関する地域の現状>

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
-------	-------	-------	--------	--------

計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出
(全体100)



現在	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
----	-------	-------	-------	--------	--------

資源の「現在の整備・取組状況等」を明らかにし
(20)

計画期間における「整備すべき見込量等」を算出
(80)



<ハ 資源の整備・取組方針等>

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
-------	-------	-------	--------	--------

年度ごとの「定量的な整備目標」を設定
(各年度の増加分の合計値=80)

※毎年開催する研修などは当該年度の開催回数で記載



<二 評価のための指標>

R11 年度末

「評価のための指標」を設定
(令和11年度末の目標値=100)

3 当事者である子どもの意見反映等

本計画を策定するに当たり、ファミリーホームに委託されている子どもと児童養護施設及び障害児入所施設に措置されている子どもへのアンケート調査及び児童養護施設等へのヒアリング調査を実施し、一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況や意見聴取を行いました。

<児童養護施設等で代替養育を受けている子どものへのアンケート調査状況>

調査区分	調査対象	配布数	回収数	回収率
施設入所児童 (高校生以上用)	児童養護施設に入所中の 高校生以上	64	62	96.9%
施設入所児童 (小中学生用)	児童養護施設に入所中の 小学4年生以上中学生以下	116	115	99.1%
ファミリーホーム入所児童 (高校生以上用)	ファミリーホーム入所中の 高校生以上	16	16	100%
ファミリーホーム入所児童 (小中学生用)	ファミリーホームに入所中の 小学4年生以上中学生以下	15	13	86.7%
障害児入所施設入所児童	福祉型障害児入所施設（宮城 県啓佑学園）に入所する小学 4年生以上高校3年生以下	42	42	100%
計		253	248	98.0%

※児童養護施設、ファミリーホーム及び障害児入所施設に入所中の子どもは令和6年7月8日現在。

<アンケート調査結果概要>

【生活状況に関する質問】

- 施設の生活で良い点については、ファミリーホームの高校生以上では「生活など学習の支援を受けられること」、施設の高校生以上では「困ったことがあったときに施設の先生や児童相談所の職員など信頼のおける大人に相談しながら生活できること」、ファミリーホームの小中学生では「からだなどの安全が守られていること」、施設の小中学生では「生活や学校に必要な準備をしてもらえ、勉強なども教えてもらえること」、障害児入所施設入所者では「困ったことがあったときに、啓佑学園の職員や児童相談所の人、アーチルの人などまわりの大人の人と相談しながら生活できること」「啓佑学園のともだちといっしょにくらせること」を選択する回答が多く見られました。
- 生活の中で心配なことについては、児童養護施設及びファミリーホームの高校生以上、並びに障害児入所施設入所者では「特にない」、小中学生では「イライラしたり、不安に感じたりすることがある」という回答が多く見られました。
- 施設での生活の満足度について、普通よりも高い満足度（※）とする回答は、ファミリーホームの高校生以上では約4分の3と高く、それ以外の区分では半数程度でした。

※0：全然満足していない、5：普通、10：とても満足している、の区分のうち、6～10とした回答

【学校生活・学習・進路】

- 学校生活について、いずれの調査区分でも「楽しんでいる」、不安は「特にない」という回答が多く、小中学生では「学校の授業（勉強）がわからない、つまらない」という回答も多く見られました。
- 進路については、高校生以上では、就職希望が半数以上を占めました。小中学生では「やりたい仕事や進みたい学校などが決まっている」、障害児入所施設入所者では「自分がやりたいこと、得意なこと、苦手なことについて考え中」という回答が多く見られました。
- 退所後に安心できることについては、児童養護施設及びファミリーホームの入所者では、「生活していてわからないことや困ったときに気軽に相談できるところがあること」、障害児入所施設入所者では、「わからない」という回答が多く見られました。

【意見表明等】

- 子どもの権利条約の4つの原則について「知っている」「少しあつていてる」という回答は、児童養護施設入所者では半数以上であった一方、ファミリーホーム入所者では4割程度にとどまり、障害児入所施設入所者ではほとんどいませんでした。
- アドボケイト（意見表明等支援員）について「知っている」という回答は、児童養護施設入所者では半数以上であった一方、ファミリーホーム及び障害児入所施設入所者では1～2割程度にとどまりました。
- 普段気持ちや意見を聞いてもらっているかについては、いずれの調査区分でも「たくさん聞いてもらえる」「少し聞いてもらえる」という回答が大半を占めました。

【里親（ファミリーホーム向けは児童養護施設などの施設）での生活について】

- 里親（児童養護施設）について、障害児施設の入所者では「知らない」、児童養護施設及びファミリーホームの入所者では「知っている」という回答が多く見られました。
- 生活することの良い点や不安については、いずれの調査区分でも「生活したことがないのでわからない」という回答が多く、小中学生では「転校が必要になるかもしれない」という不安」が一番多く見られました。

【児童相談所の一時保護所での生活について】

- 良かった点として「安全に過ごせたこと」、嫌だったこととして「自由に外に出られなかったこと」「学校に行けなかったこと」を挙げる回答が多く見られました。

（主な自由意見）

【自立に向けた支援】

- わからないことがあつたら相談できること、生活などのアドバイスがもらえる。
- 学校では教えてくれない自立した生活をする上で欠かせない知識などを社会に出る前に身につけるようにしてほしい。

【意見表明等】

- 児童の気持ちや意見を聞くだけのシステムになっているので、意見を聞いてその後のことをもっとしっかり考えてほしい。

【児童相談所の一時保護所での生活について】

- 子どもの安全は確かに守られていると思うが、必要最低限の幸福追求権が守られていない。

＜児童養護施設等へのヒアリング実施状況＞

施設区分	県所管	仙台市所管	計
乳児院	1 施設	1 施設	2 施設
児童養護施設	1 施設	4 施設	5 施設
児童心理治療施設	—	1 施設	1 施設
児童自立支援施設	1 施設	—	1 施設
母子生活支援施設	2 施設	2 施設	4 施設
自立援助ホーム	8 施設	2 施設	10 施設
障害児入所施設	1 施設	—	1 施設
その他団体	1 団体	2 団体	3 団体
計	15 施設・団体	12 施設・団体	27 施設・団体

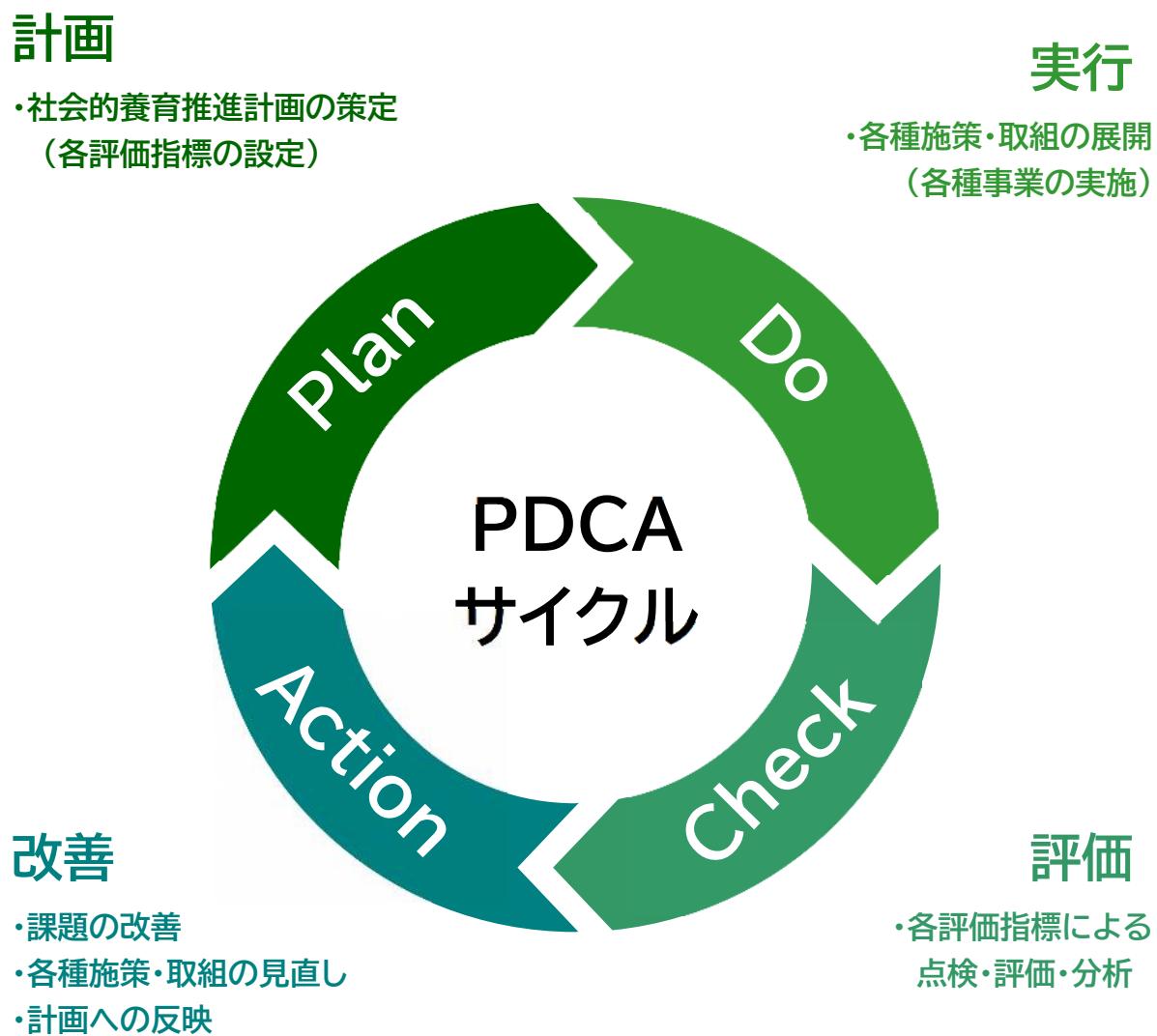
※その他団体は、宮城県なごみの会（県里親会）、仙台市ほほえみの会（市里親会）、みやぎ里親支援センターけやき。県と仙台市で合同実施（令和7年7月～8月実施）

＜主なヒアリング内容＞

- ・児童の養育について
 - ・児童の自立支援について
 - ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について
 - ・支援を必要とする妊産婦等の支援について
 - ・施設運営について
- 施設等の現状、課題、今後の取組等についてヒアリングを実施し、共通の意見として、施設職員の人材確保・育成や離職が課題とした声が多かったため、福祉人材の確保・育成や在職者の定着化に向けた取組が必要となっています。
- また、新たな項目の一つとして「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」を追加するに当たり、母子生活支援施設や乳児院を中心に特定妊婦の現状や妊産婦等生活援助事業の活用見込みなどについてヒアリングを実施しましたが、支援の必要性を感じつつも人員体制や居場所の確保などの課題が多いとした意見があり、妊産婦等生活援助事業の実施に向けた体制整備が必要となっています。
- ヒアリング結果については、本計画の各種施策・取組に反映し、今後の具体的な取組を推進していきます。

4 評価のための指標とPDCAサイクルの運用

本計画の進捗については、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、明らかになった課題等については、必要に応じて取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用します。



第3章 宮城県社会的養育推進計画について

1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

＜主な取組＞

- 一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護専用施設、里親・ファミリーホームなどの児童が意見表明することができるよう意見表明支援員（アドボケイト）の訪問体制の充実や、養成・確保に取り組みます。
- 子どもの権利擁護に係る環境として、子どもが希望する場合には社会福祉審議会児童措置部会で調査審議できる体制を整えます。
- 子どもの権利理解を深め、意思形成・意見表明を支援するため、全ての社会的養護を必要とする子どもに「子どもの権利ノート」を配付します。

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

従前計画で記載のある各項目について、いずれも達成しています。

- ・ 令和5年度から県社会福祉審議会児童措置部会において子どもの意見表明を審議できる体制を整えています。
- ・ 児童相談所及び支所においては、一時保護や施設入所、里親委託などにおいて、対象児童の意向を確認し、措置の決定を行っています。
- ・ 社会的養護を受ける子どもに対する意見聴取及び意見表明等の支援について、令和2年度から一時保護所において弁護士1人が意見表明等支援員（アドボケイト）として活動し、令和5年度からは2人体制で実施しています。また、児童養護施設においては、一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎに事業実施を委託し、令和4年度に1施設、令和5年度には1施設を追加し2施設で実施し、令和6年度には更に2施設追加し、計4施設で意見表明等支援事業を実施しています。
- ・ 令和6年度に子どもの権利ノートを大幅に改訂し、各児童養護施設、里親などに配付するとともに、児童相談所・支所の職員が各児童に対し、権利ノートの内容を説明しました。



2024年11月発行 <施設版>



<里親・ファミリーホーム版>

□ 資源等に関する地域の現状

当事者である子どもの権利擁護の環境整備のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

(※取扱要領で示された各項目について一覧で整理し、指標設定が必要な部分に「○」を付けています。各該当項目における数値は、別冊に記載します（以下同様）。)

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	○	○
②	意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	○	○
	上記のうち事業を利用した子どもの割合	○	—
	意見表明等支援事業の実施状況（第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているか））	—	—
③	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ど本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の有無	○	—
	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ど本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか・利用しやすいか）・満足度（話ができるか）	—	—
④	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の有無	○	—
	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	—	—
⑤	措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度の確認体制の有無	○	—
	措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度	—	—
⑥	児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の有無	○	—
	上記専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立ての希望があり、諮詢した件数の割合	—	—
⑦	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画の有無	○	—
	社会的養護施策の実施前又は実施後における当事者である子どもに対するヒアリング等の実施の有無	○	—

ハ 資源の整備・取組方針等

- ・ 社会的養護の関係職員に対する各種研修やスーパーバイズを実施し、支援の拡大や資質向上を図ります。
- ・ 社会福祉審議会において意見表明を審議できる体制は整えたところです。今後、当事者であるこどもに対し周知を行っていく必要があります。
- ・ 児童相談所及び支所におけるこどもの意向確認について、これまで以上に丁寧に意向を確認し方針を決定する必要があります。
- ・ 意見表明等支援事業において、令和7年度以降も対象施設を増やしていく必要があります。児童養護施設や児童自立支援施設、一時保護専用施設、ファミリーホーム、里親などで、円滑に事業実施できるよう関係団体と入念な調整をして実施します。
- ・ こどもの権利ノートについて、新たに措置されることもに対し、漏れなく内容を説明した上で、配付する必要があります。また、措置される全てのこどもが持つことができるよう、増刷して対応します。
- ・ アドボケイトの養成及び確保のため、意見表明等支援事業の委託において、アドボケイトを養成する講座を実施します。

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

<主な取組>

- 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化について引き続き支援を行います。
- こども家庭センターの統括支援員の研修等の支援を実施するほか、令和8年度まで全ての市町村がこども家庭センターを設置できるよう支援します。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携体制を構築し、市町村が早期にヤングケアラー支援ができるよう支援します。
- 市町村は、家庭支援事業を実施し、支援が必要な子どもや家庭を積極的に支援します。
- 児童家庭支援センターは県内の相談者等に対し適切な支援を行います。

(1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向け、在宅指導を行います。また、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適当と判断した場合は、市町村に対して市町村送致や在宅指導措置の委託を行うことにより、こどもや保護者に対する支援を実施します。

市町村は、児童相談所をはじめとする各支援機関との緊密な連携の下、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関としてこども家庭センターを設置し、センターで実施する相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して、虐待等に至る前の予防的支援を行うとともに、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を実施します。

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

(イ) こども家庭センターの普及等

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化のほか、市町村子ども家庭総合支援拠点（以下「総合支援拠点」という。）及び子育て世代包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の設置・運営に関する支援を行いました。総合支援拠点及び包括支援センターについては、いずれも全市町村の設置とはなりませんでしたが、各市町村の子ども家庭支援体制の構築に取り組みました（図2）。
- 児童家庭支援センターと関係機関の連携を図るとともに、センターの職員の専門性の強化について支援しました。
- 令和4年改正児童福祉法により、市町村は総合支援拠点と包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置に努めることとされました。
- こども家庭センターの設置については、各市町村の努力義務ではあるものの、国では令和8年度までにこども家庭センターの要件を満たしていない市町には、令和

9年度以降、包括支援センター及び総合支援拠点に対する運営費を補助対象外とする予定としていることから、未設置の市町には令和8年度までの設置を促しています。

(口) ヤングケアラーに対する支援

- ・ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないことも多く、問題が顕在化しづらいケースも見られます。
- ・ ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐことの重要性が認識される一方で、自治体ごとにその取組にばらつきが見られます。

□ 資源等に関する地域の現状

市町村の相談支援体制の整備に向けた支援のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	こども家庭センターの設置数	○	○
②	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	○	○
③	都道府県と市町村との人材交流の実施体制の有無	○	—
	都道府県と市町村との人材交流の実施状況	—	—
④	サポートプランの策定の有無（こども家庭センター未設置自治体を含む）	○	—
	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	—	—

ハ 資源の整備・取組方針等

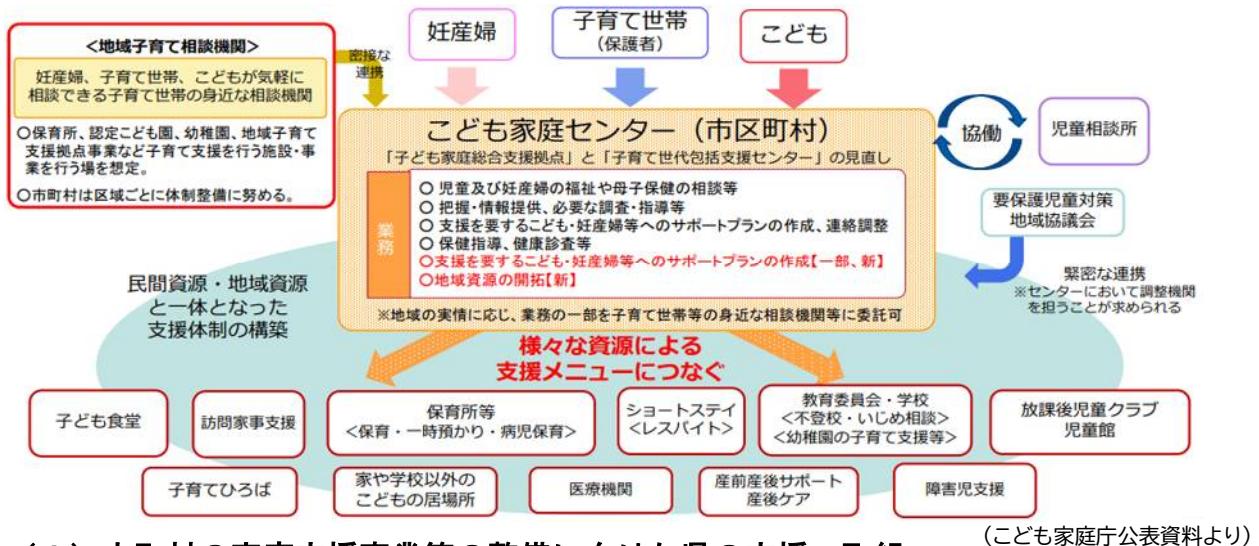
(イ) こども家庭センターの普及等

- ・ 各市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化について引き続き支援を行います。
- ・ 児童家庭支援センターと関係機関の連携を促すとともに、センターの職員の専門性の強化について、引き続き支援します。
- ・ こども家庭センターの設置について、設置する市町村に対し、統括支援員の研修等の支援を実施するほか、こども家庭センター未設置の市町にも、設置に向けた研修などを実施し、令和8年度までの設置に向けて支援します。

(口) ヤングケアラーに対する支援

- ・ ヤングケアラーへの適切な支援に繋げるため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携体制を構築するほか、市町村がヤングケアラーを早期に支援につなげられるよう支援していきます。

図2<子ども家庭センターの設置と役割>



ハ 資源の整備・取組方針等

(イ) 市町村の家庭支援事業等の整備・充実

- 各市町村は、県の子ども・子育て支援事業計画と整合を図り、家庭支援事業に必要かつ十分な量を見込んだ上で、引き続き支援が必要なこどもや家庭を積極的に支援していきます。

(ロ) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- 民間のノウハウの活用を行うために民間団体との連携を行っていきます。また、活用促進のために幅広い周知を行っていきます。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

(イ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置に向けた県の支援・取組

- 児童家庭センター職員の専門性強化の支援を実施するとともに、児童家庭支援センターは県内全域を対象地域とし、身近な相談機関として地域に根ざした支援を行っているため、県内の相談者等に対し適切な支援が行えるような体制を整備しています。

(ロ) 市町村との連携体制

- 児童家庭支援センターが所在する気仙沼市及び隣接の南三陸町と連携できる体制を構築しています。

□ 資源等に関する地域の現状

市町村の家庭支援事業の整備に向けた支援のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	児童家庭支援センターの設置数	○	○
②	児童相談所からの在宅指導措置委託件数	○	○
	児童相談所からの在宅指導措置委託件数の割合(分母:指導措置委託全件数)	—	—
③	市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	○	○

ハ 資源の整備・取組み方針等

- 引き続き、児童家庭センター職員の専門性強化の支援を実施するとともに、地域に根ざし、県内の相談者等に対し適切な支援が行えるような体制を整備していきます。
- 現在連携している市町以外の市町村とも連携できるよう検討していきます。

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

＜主な取組＞

- 生活に困難を抱える特定妊産婦等※を対象とした妊産婦生活援助事業の実施に向けた検討を行い、早期に必要な支援を提供できるよう実施体制の整備に取り組みます。
- 市町村のこども家庭センターや要保護児童対策協議会等との連携体制の構築に向けた検討を行い、市町村が実施する妊産婦訪問支援事業、産後ケア事業等の取組状況の把握を含め、支援体制の充実を図っていきます。

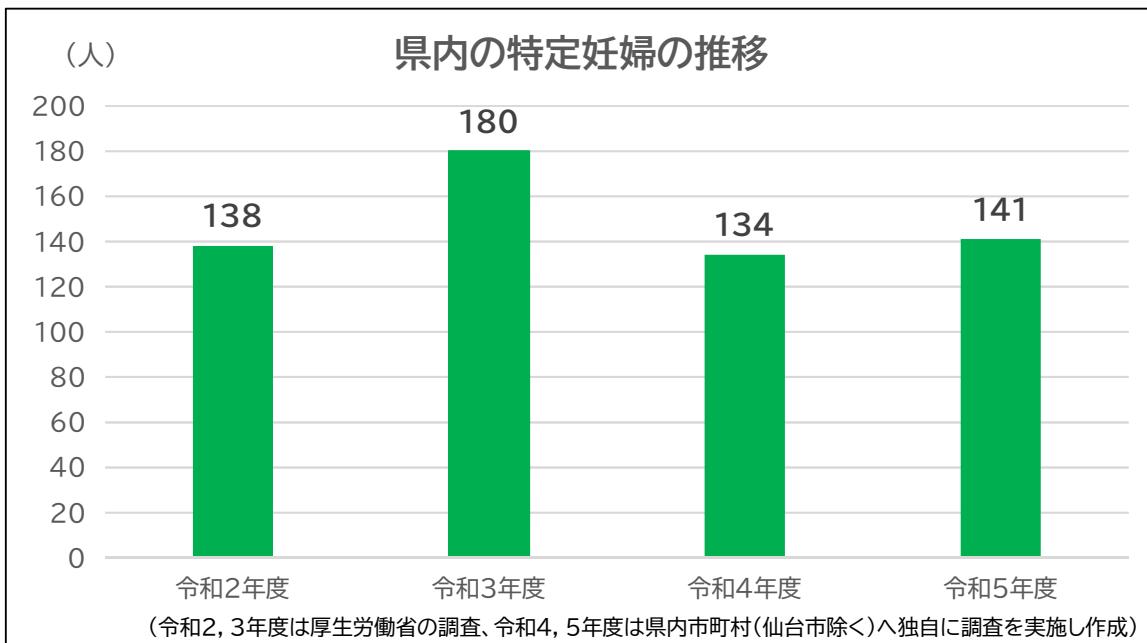
※特定妊産婦等・・・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦その他これに類する者及びその者の監護すべきこどもをいう。

- 令和4年改正児童福祉法において、家庭生活に支障が生じている特定妊産婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、妊産婦等生活援助事業が新たに創設されたことから、支援が必要な特定妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援していく必要があります。
- 本計画から新たな項目として追加した「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」では、現状、課題、資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等について、以下のとおり整理します。

イ 現状

- ・ 全国の特定妊産婦の数は、全国で8,327人（令和2年厚生労働省調査）となっており、10年前の平成21年から10倍に急増しています。
- ・ 本県の状況としては、各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会などに登録・確認されている特定妊産婦の数はグラフ3-1のとおり推移しており、表面化しているものだけでも一定数が存在しています。

グラフ3-1 <県内の特定妊産婦の推移>

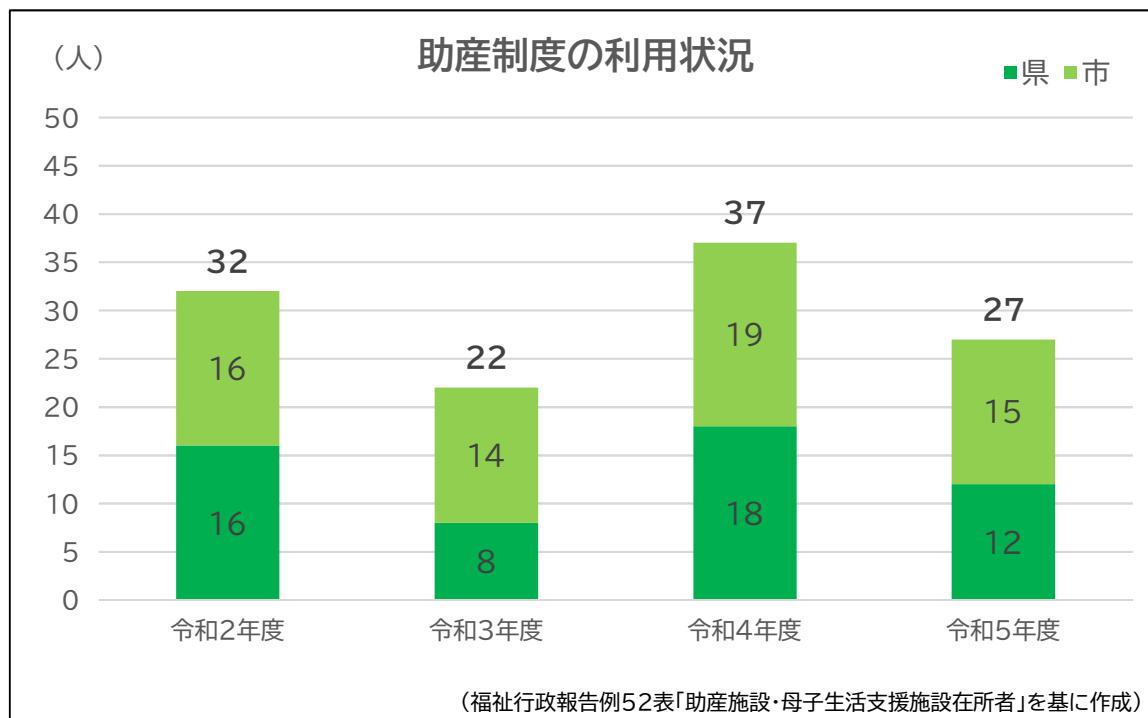


- ・ 妊産婦等生活援助事業は、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携など、都道府県が必要な措置の実施に努めることとされており、計画期間内の事業実施に向けて検討を進めている状況です。
- ・ また、県内には表3のとおり助産施設が8施設あり、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産を担っています。
- ・ 助産施設・助産制度に関する内容は、県ホームページに掲載しているほか、民間企業が発行する県内市町村の子育て支援に関する情報を掲載した情報誌を活用し、周知に努めており、助産制度の利用状況はグラフ3-2のとおりとなっております。

表3<県内の助産施設の数>（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地
東北大学病院	仙台市
仙台市立病院	仙台市
仙台赤十字病院	仙台市
仙台医療センター	仙台市
石巻赤十字病院	石巻市
大崎市民病院	大崎市
気仙沼市立病院	気仙沼市
スズキ記念病院	岩沼市

グラフ3-2<助産制度の利用状況>



□ 課題

- ・ 妊産婦等生活援助事業の活用に当たっては、実施主体となる本県のほか、事業の担い手となる乳児院、母子生活支援施設等との連携が不可欠であり、国の実施要綱及びガイドラインを踏まえた実施体制の整備が求められています。
- ・ 特定妊婦等に対する支援は、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から庁内母子保健担当課や市町村との連携が不可欠であり、特に市町村が設置することも家庭支援センターや要保護児童対策地域協議会との連携体制を構築する必要があります。

ハ 資源等に関する地域の現状

支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた体制整備のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	○	○
②	助産施設の設置数	○	○
③	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	○	○

二 資源の整備・取組方針等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、事業の担い手として想定される乳児院、母子生活支援施設等と事業実施に向けた検討を行い、早期に必要な支援を提供できるよう実施体制の整備に取り組みます。
- ・ 助産制度を担う助産施設は、仙台市を除く各地域に概ね1箇所設置されており、特定妊婦等に対する施設の必要数は確保されている状況です。今後も県ホームページなどの広報媒体を活用し、助産制度の周知に取り組みます。
- ・ 特定妊婦等に対する支援については、庁内母子保健担当課との連携はもとより、市町村設置のことども家庭センターや要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築のほか、市町村が実施する妊婦訪問支援事業、産後ケア事業等の取組状況を把握し、必要に応じて助言を行うなど、市町村の支援体制の充実に向けた支援を行います。

4 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み

- 本計画に位置付ける各取組を進めるに当たり、各年度における代替養育を必要とすることも数の見込みについて、本県におけるこどもを取り巻く状況等を勘案して算出しています。
- 従前計画では、東日本大震災による震災孤児は、代替養育を必要とすることも数の見込みに含めて策定しましたが、令和5年度末時点における県内の震災孤児は数名となっており、過去の数値との比較において大きな乖離が生じることから、本計画の代替養育を必要とすることも数の見込みの算出に当たっては震災孤児を除くこととします。

＜県内の代替養育を必要とすることも数の見込みの算出（仙台市除く）＞

具体的な推計方法は以下のとおりです。

＜推計方法＞

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{子どもの人口}} \\ \text{(推計・年齢区分ごと)} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{代替養育が必要となる}} \\ \text{子どもの割合} \quad (\text{※震災孤児を除く}) \end{array} + \boxed{\text{潜在的需要}} = \text{代替養育を必要とすることも数の見込み}$$

仙台市を除く本県の児童人口（18歳未満）は、減少傾向が続く見込みである一方、一時保護委託が増加傾向にあるため、潜在的需要として一時保護委託の増加率を踏まえて代替養育を必要とすることも数を算出します。児童人口と一時保護委託の推移はグラフ4のとおりです。

グラフ4＜児童人口と一時保護委託の推移＞

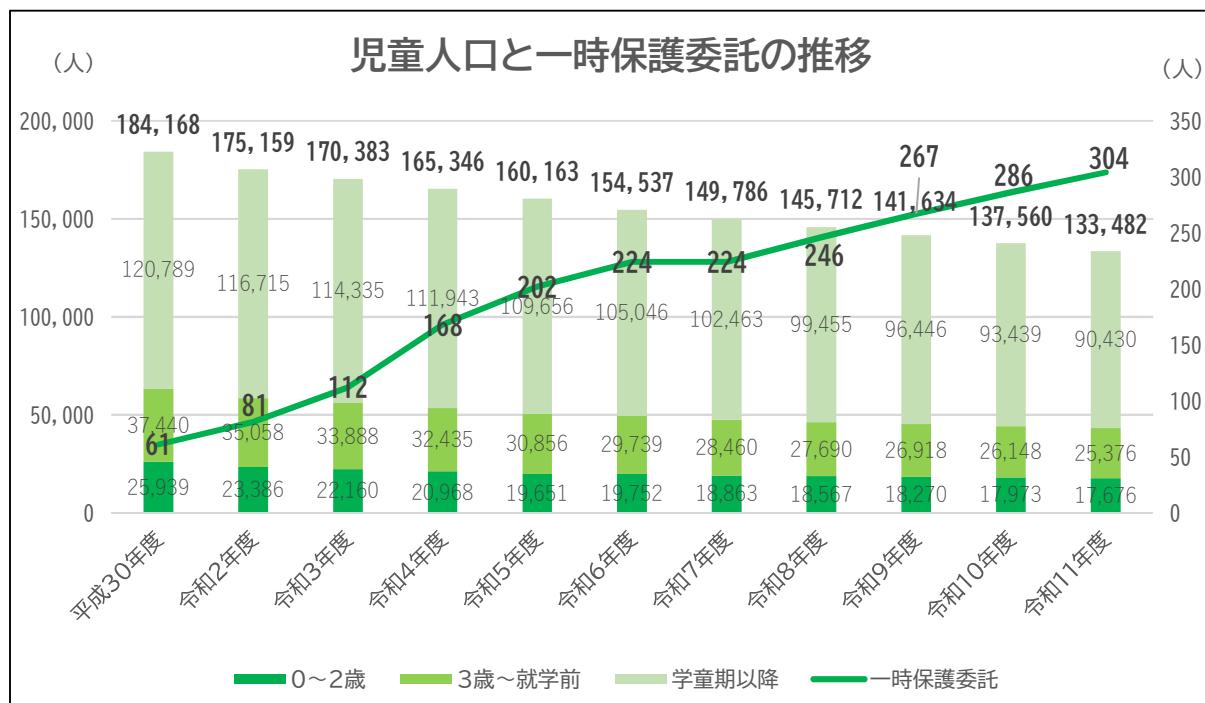


表4-1 <代替養育を必要とすることも数（潜在的要因除く）>

年度	H30 2018	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
① 子どもの人口	184,168	175,159	170,383	165,346	160,163	154,537
内 訳	0~2歳	25,939	23,386	22,160	20,968	19,651
	3歳～就学前	37,440	35,058	33,888	32,435	30,856
	学童期以降	120,789	116,715	114,335	111,943	105,046
②代替養育を必要とする 子どもの割合 (③/①)	0.140%	0.135%	0.140%	0.145%	0.149%	0.151%
③代替養育が必要な 子ど�数 (④-⑤)	258	237	238	240	238	233
内 訳	0~2歳	26	18	22	17	19
	3歳～就学前	37	26	23	33	27
	学童期以降	218	202	202	197	192
	④小計	281	246	247	247	238
⑤震災孤児	23	9	9	7	—	—

年度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R5-R11 増減
① 子どもの人口	149,786	145,712	141,634	137,560	133,482	▲26,681
内 訳	0~2歳	18,863	18,567	18,270	17,973	17,676
	3歳～就学前	28,460	27,690	26,918	26,148	▲5,480
	学童期以降	102,463	99,455	96,446	93,439	▲19,226
②代替養育を必要とする 子どもの割合 (③/①)	0.153%	0.155%	0.157%	0.159%	0.161%	+0.012%
③代替養育が必要な 子ど�数 (④-⑤)	229	226	222	219	215	▲23人
内 訳	0~2歳	19	18	18	18	▲2人
	3歳～就学前	25	25	24	24	▲3人
	学童期以降	185	183	180	177	▲18人
	④小計	229	226	222	219	▲23人
⑤震災孤児	—	—	—	—	—	—

表4-1<算出方法>

①子どもの人口

平成30年度、令和2～5年度

- ・・・宮城県市町村課「住民基本台帳年報（各年度1月1日現在）」の数値を基に試算。

$$0\sim 2\text{歳} = (0\sim 4\text{歳の人口} \times 3/5)$$

$$3\text{歳}\sim \text{就学前} = (0\sim 4\text{歳の人口} \times 2/5) + (5\sim 9\text{歳の人口} \times 2/5)$$

$$\text{学童期以降} = (5\sim 9\text{歳の人口} \times 3/5) + (10\sim 14\text{歳までの人口}) + (15\sim 19\text{歳までの人口} \times 3/5)$$

令和6～11年度

- ・・・国立社会保障・人口問題研究所「都道府県・市区町村の男女・年齢別（5歳）階級別将来推計人口」の推計値を基に試算。

- ・・・推計値は、5年ごと（令和2、7、12年）に推計されているため、それらの間の数値は、推計されている年の間の伸び率を乗じて試算。

- ・・・各年齢区分の算出方法は、令和5年度以前と同様に試算。

③代替養育が必要な子ど�数

平成30年度、令和2～4年度

- ・・・福祉行政報告例50表「児童福祉施設・在所者」（※乳児院、児童養護施設の各年度末の措置人員）、57表「里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童」（※各年度末の委託児童）の合計人数から震災孤児を除いた人数を記載。

令和5年度

- ・・・過去3か年（令和2～4年度）の各年齢区分（⑤の震災孤児は学童期以降から除く）の平均から人数を算出。

令和6年度以降

- ・・・代替養育を必要とする子どもの割合は、平成30年度と令和5年度を比較すると0.009%増加しており、年に換算すると毎年の増加率は0.0018%。

- ・・・令和6年度以降も毎年0.0018%増加するものと想定し、代替養育が必要な子ど�数を試算。

- ・・・各年齢区分の人数は、過去3か年（令和2～4年度）の割合から算出。

表4-1<推計結果>

計画期間における代替養育が必要な子どもの割合は、毎年0.0018%増加していく想定に対し、子どもの人口は更に減少していくものと推測される状況にあります。それに伴い、潜在的要因を考慮しない場合、代替養育が必要な子ど�数は令和11年度の215人（従前計画287人）まで減少していくものとして見込みます。

表4-2<潜在的要因（一時保護委託）>

年度	H30 2018	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
① 子どもの人口	184,168	175,159	170,383	165,346	160,163	154,537
② 一時保護委託	61	81	112	168	202	224
③一時保護委託の割合 (②/①)	0.033%	0.046%	0.066%	0.102%	0.126%	0.145%
③ 前年度からの増加人数	—	5	31	56	34	22

※令和元年度の一時保護委託は76人。

年度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R5-R11 増減
① 子どもの人口	149,786	145,712	141,634	137,560	133,482	▲26,681
② 一時保護委託	224	246	267	286	304	+102
③一時保護委託の割合 (②/①)	0.164%	0.183%	0.202%	0.221%	0.240%	+0.114%
③ 前年度からの増加人数	22	21	19	18	16	—

表4-2<算出方法>

①子どもの人口

平成30年度、令和2～11年度

・・・表4-1の算出方法と同様。

②一時保護委託

平成30年度、令和2～5年度

・・・一時保護委託の実績（人数）を記載。

令和6年度以降

・・・一時保護委託の割合は、平成30年度と令和5年度を比較すると0.093%増加しており、年に換算すると毎年の増加率は0.0186%。

・・・令和6年度以降も毎年0.0186%増加するものと想定し、一時保護委託の人数を試算。

④前年度からの増加人数

・・・前年度からの一時保護委託の増加人数を算出。

表4-2<推計結果>

近年の傾向として、児童相談所における一時保護対応件数は年間約200件程度で高止まりしている一方で、一時保護委託は増加傾向にあるため、前年度からの増加人数を潜在的要因として見込みます。

表4-3<代替養育を必要とすることも数（潜在的要因を含む）>

年度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R5-R11 増減
①子どもの人口	149,786	145,712	141,634	137,560	133,482	▲26,681
内訳	0～2歳	18,863	18,567	18,270	17,973	17,676 ▲1,975
	3歳～就学前	28,460	27,690	26,918	26,148	25,376 ▲5,480
	学童期以降	102,463	99,455	96,446	93,439	90,430 ▲19,226
②代替養育が必要な こども数（a+b）	251	247	241	237	231	▲7人
内訳	0～2歳	20	20	19	19	0
	3歳～就学前	28	27	27	26	25 ▲2
	学童期以降	203	200	195	192	187 ▲5

表4-3<算出方法>

①子どもの人口

平成30年度、令和2～11年度

・・・表4-1の算出方法と同様。

②代替養育が必要なこども数

・・・表4-1で算出した計画期間における代替養育が必要なこども数（a）に表4-2で算出した計画期間における潜在的要因（一時保護委託の前年度からの増加人数）（b）を加えた人数を新計画における代替養育が必要なこども数として算出。

・・・各年齢区分の人数は、過去3か年（令和2～4年度）の割合から算出。

<新計画における代替養育が必要なこども数>

- 子どもの人口は更に減少していくものと推測される状況にありますが、代替養育が必要な子どもの数は、微減程度で推移していくものとして試算しており、令和11年度には231人の子どもに代替養育が必要と見込んでいます。

（参考）従前計画の代替養育が必要な子どもの数

年度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
①子どもの人口	161,739	158,929	156,118	153,308	150,497
②代替養育が必要なこども数	286	287	287	287	287

※平成20年度～令和元年度までの代替養育が必要な子どもの割合の増加率0.00347754%/年で算出。

また、代替養育が必要とすることも数には震災孤児を含む。

5 一時保護改革に向けた取組

＜主な取組＞

- 一時保護された子どもの権利擁護を推進します。
- 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でのケアを推進します。
- 定期的な第三者評価を受け、一時保護所の運営を改善していきます。

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 一時保護は子どもの安全確保やアセスメントなどを適切に行う目的に加え、代替養育としての性格も有するものです。児童相談所は、一時保護を行う場合、安全確保等の目的を達成した上で、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討し、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、子どもの年齢等に配慮しつつ、個別対応を基本として対応しています。
- ・ 一時保護所は、子どもの権利擁護の観点から、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け子発 0706 第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、意見箱や相談を受け付けるための窓口の設置など、子どもが意見を表明できる環境を整備しています。また、子どもの権利制限をなるべく少なくて、安定した子どもの生活保障の取組を推進するとともに、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図っています。
- ・ 県は一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえて、一時保護施設の設備及び運営について条例で基準を定めるなど、必要な環境整備を進めています。
- ・ 地域での一時保護の体制整備の充実のため、一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成を行うとともに、一時保護専用施設（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、児童養護施設等において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。以下同じ。）の設置に向けた支援を行う必要があります。
- ・ 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるもので、虐待などを受けた子どもの最善の利益を守るために一時的にその養育環境から離すものです。養育環境が変化することで子どもは大きな不安を抱えるため、児童相談所は、その子どもに一時保護を行う目的や理由などを丁寧に説明するとともに、適切な養育を受ける権利等の擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供しています。

(イ) 一時保護について

- 令和5年度に実施した第三者評価において、一時保護決定・解除などに際して市町村の意見を十分聴取するとともに、積極的に市町村や関係機関と個別ケース会議を開催し、在宅支援内容の十分なすり合わせと確認を通じて適切な対応を行っている点が評価されました。
- 一方で、児童虐待ケースの増加や深刻化、障害や発達特性などのある子どもの増加、家族形態の流動化などが進行する中で、多角的、重層的なアセスメントを行うためにも、今後は弁護士や医師などの多職種による助言・参画について検討が必要であるなど指摘も受けています。
- 一時保護中、通学や通学に替わる学習の機会が確保できない子どももいることから、一時保護中の学習環境の整備が課題となっています。

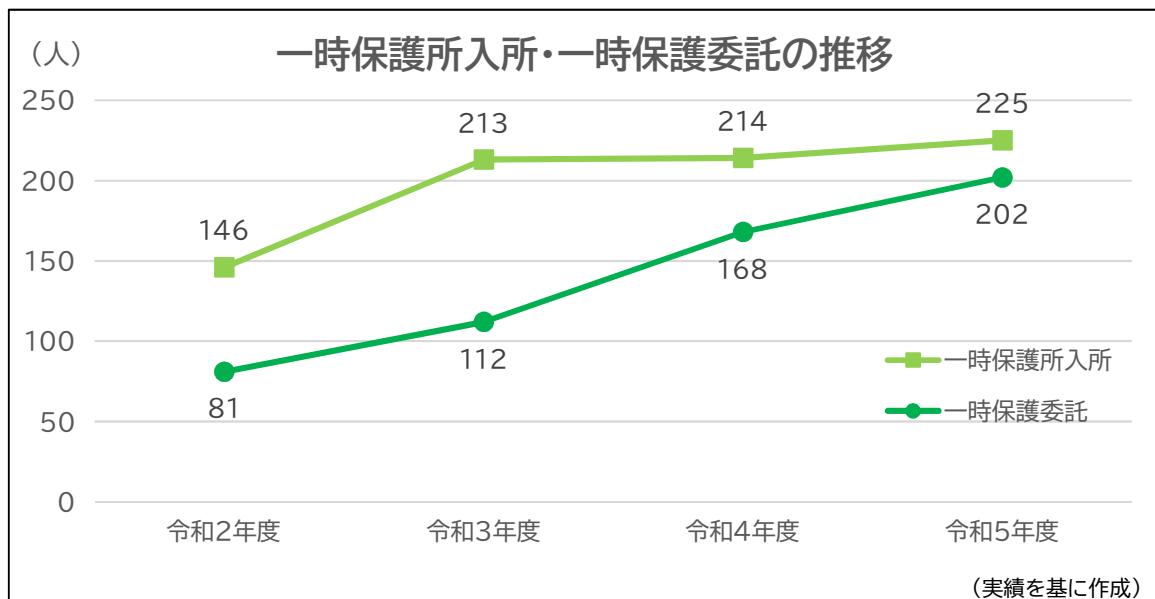
(ロ) 一時保護所について

- 令和5年度に実施した第三者評価において、多職種の職員の在籍や個々の職員の子どもへの対応、食事の質、医療機関との連携などについて、高い評価を受けています。
- 一方で、意見表明の枠組みはあるものの、アドボケイトの派遣回数が月1回と少ないことや意見箱の設置箇所に工夫が必要であること、子どもの意見表明を受けた場合における対応が不十分であること、児童に様々な制限があることや一時保護期間が長期になる子どもが多いことなど指摘も受けています。
- この指摘事項のうち、一時保護所では、子どもの権利擁護や様々な制限の緩和について検討し、一部私物の持ち込みを認めるなどの改善を行っています。
- 保護件数が増加する中で、発達障害などがある子どもが増えており、集団に馴染めない子どもが多くなっています。このため、個人のプライバシーを確保することも必要になっており、個室の設置も検討が必要です。併せて、夜間帯の受入体制について第三者評価で脆弱性が指摘されており、職員の体制整備も必要です。

(ハ) 一時保護委託について

- 家庭養育優先原則と一時保護所の定員を超える一時保護に対応するため、一時保護専用施設の設置、里親や児童養護施設等への一時保護委託を行っていますが、委託できる里親や施設等に限りがあり、新規委託の受け入れが進まないことが課題となっています。
- 高いレベルの安全確保や迅速な対応を要する乳幼児については、乳児院に一時保護委託を行っていますが、施設のキャパシティに余裕がない等の制約があることが課題となっています。

グラフ5<一時保護入所・一時保護委託の推移>



□ 資源等に関する地域の現状

一時保護の体制整備及び子どもの最善の利益の確保のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	一時保護施設の定員数	○	○
②	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	○	○
③	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	○	○
④	第三者評価を実施している一時保護施設数	○	○
	第三者評価を実施している一時保護施設数の割合(分母:管内の全一時保護施設数)	—	—
⑤	一時保護施設の平均入所日数	—	—
⑥	一時保護施設の平均入所率	—	—

ハ 資源の整備・取組方針等

(イ) 一時保護について

- 第三者評価により、高い評価を得た部分を維持しながら、改善が必要とされた部分について、対応策を検討し、改善を図ります。
- 里親への一時保護委託等を通じて、学習の機会を確保できない子どももいることから、一時保護委託中の学習環境の確保や、施設内での学習支援の充実に努める必要があります。

(ロ) 一時保護所について

- アドボケイトへの意見表明への対応について改善するとともに、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年4月1日施行）などをもとに、児童の権利制限ができるだけ解消できるよう対応を検討し、引き続き改善を図ります。

(ハ) 一時保護委託について

- 一時保護委託の受入対応が可能な里親、施設の確保に努め、一時保護委託が必要な場合に対応できる体制を整える必要があります。
- 障害児の場合、障害の程度や特性に応じた一時保護委託先を確保する必要があります。

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

＜主な取組＞

- 子どもの意向や状況を確認し、より適切な措置となるよう検討します。
- パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行うため、適切なケースマネジメントができる体制を目指します。
- 特別養子縁組制度について、里親制度と併せた周知により普及促進に取り組みます。

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づきケースマネジメントを徹底する必要があります。
- 本計画から新たに追加した「児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組」では、現状、課題、資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等について、以下のとおり整理します。

イ 現状

- 各児童相談所では、ケースワーク担当部門を、在宅ケースの担当班と社会的養護ケースの担当班に分け、更に施設担当職員、里親担当職員を配置しています。
- 在宅ケースについて、市町村等関係機関と連携しながら、子どもが家庭から分離されることなく安全に生活できるよう、子ども及び家族への支援を行っています。
- 実親が養育できず代替養育を希望するケースや、児童相談所が子どもの安全を確保するために一時保護を行い、各種アセスメントや家族、親族との調整の結果、家庭復帰や親族による養育が難しく、代替養育が必要と判断したケースについては、代替養育先を検討しています。
- 代替養育先としては、子どもの意向や状況、年齢を踏まえつつ、里親・ファミリーホームを第一選択肢として検討し、子どもの抱える課題等の理由により、里親等による養育が難しいと見込まれる場合は、施設措置を選択肢として調整しています。
- 里親委託や施設措置となったケースに関し、組織として定期的に進行管理を実施しています。施設や里親支援センターと連携しながら、適宜、援助方針の見直しを行っています。
- 子どもに発達面での特性や情緒や行動上の課題があり、専門的な対応を要する場合、代替養育先の調整等により一時保護が長期化する場合があります。

□ 課題

- 様々な事情により、代替養育先を変更せざるを得ないケースがあります。
- 児童虐待件数や一時保護件数の増加、ケースの複雑化により、児童相談所職員の負担が増しているとともにケースワークが難航する場合があります。

-
- ・ 子どもの愛着形成の課題、虐待によるトラウマにより子どもの支援が難しくなっており、里親や施設職員の専門性が求められています。

ハ 資源等に関する地域の現状

児童相談所におけるケースマネジメント体制整備のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	—	—
②	子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の有無（検討状況含む）	○	—

二 資源の整備・取組方針等

- ・ 子どもの最善の利益を実現するために、組織的なケースマネジメントと関係機関との連携を継続します。
- ・ 児童相談所職員の専門性向上を図るための研修等の取組を継続します。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

- 親子関係再構築支援は、子どもの最善の利益の実現を目的として、子ども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援であり、児童相談所による支援のほか、市町村や関係機関などを含め、重層的・複合的・継続的な支援体制を構築していく必要があります。
- 本計画から新たに追加した「親子関係再構築に向けた取組」では、現状、課題、資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等について、以下のとおり整理します。

イ 現状

- ・ 児童相談所では、子どもと親がお互いに肯定的な関係性を築いていくように支援するという視点を持って、援助方針等を検討しています。
- ・ 児童相談所の親子関係再構築に向けた支援の一つとして、通所・訪問支援やペアレントトレーニング、宿泊訓練などの個別型の保護者支援プログラムを、民間団体と連携して実施しています。

ロ 課題

- ・ 個別型の親子関係再構築支援プログラムでは、それぞれの家庭に応じた支援を実施していますが、保護者の心身の不調によりペアレントトレーニングの受講が進まないなどの課題が様々あり、支援が長期化する例もあります。

ハ 資源等に関する地域の現状

親子関係再構築の支援体制構築のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	○	○
②	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の有無	○	—
③	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	○	○
④	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関するライセンス取得数	—	—
	保護者支援プログラム等に関する研修実施回数	—	—
⑤	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の有無	○	—
⑥	民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	—	—

二 資源の整備・取組方針等

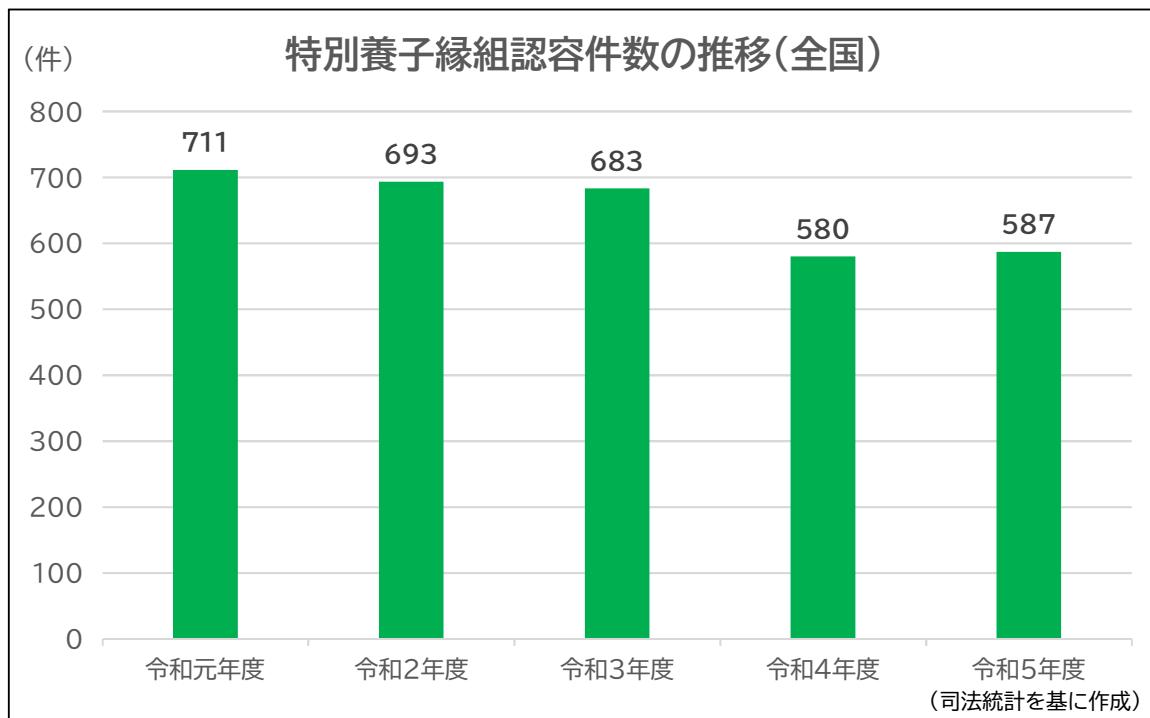
- ・ 個別型の親子関係再構築支援プログラムは、宿泊訓練や訪問に多くの時間と高い専門性が必要となるほか、児童相談所以外の第三者からの支援が有効な家族もあることから、引き続き民間団体に委託する形で実施します。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

- 特別養子縁組について十分認識されていないため、里親制度や普通養子縁組など類似する制度との違いを含めて、制度の理解や普及を促進する必要があります。
- 特別養子縁組は、親権者との調整が容易ではなく、同意が得られない場合は、申立て及び成立は困難となります。

グラフ6（3）<特別養子縁組認容件数の推移（全国）>



□ 資源等に関する地域の現状

特別養子縁組制度の普及促進のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	○	○
②	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	○	○
③	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の有無	○	—
④	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の申立件数	—	—
④	里親支援センターやフォースタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の有無	○	—
	里親支援センターやフォースタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	—	—
⑤	民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	—	—

ハ 資源の整備・取組方針等

- ・ 特別養子縁組制度について、里親制度と併せて広く県民に周知されるよう、広報を行います。
- ・ こどもにとって最適と判断される場合には、親族等による養育や特別養子縁組も検討し、親権者の理解が得られるよう努めます。
- ・ 特別養子縁組成立後のこどもの養育に関する相談先として、児童相談所やみやぎ里親支援センターけやきについての情報を事前に提供するなど、養育上の課題が発生しても速やかに相談先につながることができるようになります。

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

＜主な取組＞

- こどもが安心して暮らせるよう、こどもの最善の利益の実現に留意した上で、里親委託率の向上及び安定した養育環境の維持を目指します。
- 積極的なリクルート活動や研修等を通じて、社会的養育に対する理解を深めた里親の登録・養成を推進します。
- 里親支援センターと連携した里親等支援体制を構築し、里親委託の推進に取り組みます。
- 里親の研修受講を促すなど、里親のスキルアップに取り組み、養育環境の充実に努めます。

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

従前計画で記載のある各項目について、一部を除き達成できていません。

- 里親委託率については、震災による親族里親が減少傾向にあること、虐待の影響による対応困難な保護児童の増加していること、家庭での養育が困難な課題のあるケースが増えていること、こどもの多様なニーズに応えられる里親が不足していることなどの要因から、伸び悩んでいる現状にあります。
- 里親登録世帯数については、養子縁組里親は目標値を大幅に上回っていますが、他の里親については、伸び悩んでいます。里親制度に対する理解、とりわけ社会的養育に対する理解を高めていくことが課題と考えられます。
- 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進することとしており、現状との乖離をどのように解消していくかが課題となっています。

(イ) 里親等委託が必要なこども数の見込みについて

「4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」で算出した「代替養育を必要とするこども数」を基に、里親等委託が必要なこども数を推計します。

推計方法は、3歳未満、3歳以上から就学前、学童期以降の区分ごとに、以下の算式により、里親等委託が必要なこども数を算定します。

＜推計方法＞

代替養育を必要とするこどもの数

×

里親等委託が必要なこどもの割合

= 里親等委託が必要なこども数の見込み

①里親等委託が必要な子どもの割合について

里親等委託が必要な子どもの割合については、現に施設入所している子どものうち、下記(a)から(d)に該当する子どもの割合としております。

<乳幼児>

- (a) 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- (b) 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- (c) 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数
- (d) 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ど�数

<学童期以降>

- (d) 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ど�数

施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合（令和5年度末）

区分	施設入所している子どもの数 ①	うち里親等委託が必要な子どもの数② ((a) + (b) + (c) + (d))					里親等委託が必要な子どもの割合③ = (② / ①)	
		乳幼児数			子どもの数			
		乳児院に半年以上措置 (a)	児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更 (b)	児童養護施設に1年以上措置 (c)	児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降 (d)			
内訳	0~2歳	12	10	10	0	0	—	83.3 %
	3歳～就学前	17	14	7	3	4	—	82.4 %
	学童期以降	125	64	—	—	—	64	51.2 %
合計		154	88	17	3	4	64	57.1 %

②里親等委託が必要な子どもの数

里親等委託が必要な子どもの割合を、0～2歳：83.3%、3歳～就学前：82.4%、学童期以降：51.2%として算定します。

表7-1<里親等委託が必要な子どもの数> ((b) = (a) ×上記年齢区分ごとの割合)

年度 区分		R5 2023		R6 2024		R7 2025		R8 2026	
		代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)	代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)	代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)	代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)
内 訳	0～2歳	13	11	21	17	20	17	20	17
	3歳～就学前	30	25	27	22	28	23	27	22
	学童期以降	193	99	207	106	203	104	200	102
全体		236	135	255	145	251	144	247	141

年度 区分		R9 2027		R10 2028		R11 2029	
		代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)	代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)	代替養育を 必要とする 子どもの数 (a)	里親等委託 が必要な 子どもの数 (b)
内 訳	0～2歳	19	16	19	16	19	16
	3歳～就学前	27	22	26	21	25	21
	学童期以降	195	100	192	98	187	96
全体		241	138	237	135	231	133

(口) 新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等について

①里親等委託率の目標設定等について

里親等委託率（乳児院及び児童養護施設に入所措置されている子ども及び里親及びファミリーホームに委託されている子どもの合計数に占める里親及びファミリーホームに委託されている子どもの割合）については、国の掲げる数値目標（乳幼児75%以上、学童期50%以上）の実現を目指し、本県においても令和11年度における各区分の里親等委託率の目標値を、0～2歳、3歳～就学前についてはそれぞれ75%、学童期以降については50%とします。

令和11年度における里親等委託が必要な子どもの数は、(イ)で算定した133人ですが、個々の子どもの状況から委託が難しい事案の発生等も想定し、かつ目標到達に必要

な里親等委託数を考慮し、令和11年度の里親等委託数は128人（0～2歳：15人、3歳～就学前：19人、学童期以降：94人）と設定します。

令和11年度以外の各年度については、令和5年度の実績に里親等委託数の平均増加量を上乗せして、里親等委託数、里親等委託率を設定しました。

国の掲げる数値目標の実現を目指しますが、個々の子どもに対する具体的な措置に際しては、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであることに留意し行います。

表7-2<里親等委託率> (単位：人)

年度区分		R5 2023			R6 2024			R7 2025			R8 2026		
		代替養育を必要とする子ど�数 (a)	里親等委託数 (b)	里親等委託率 (b) / (a)									
内訳	0～2歳	13	1	7.7%	21	3	14.3%	20	6	30.0%	20	8	40.0%
	3歳～就学前	30	13	43.3%	27	14	51.9%	28	15	53.6%	27	16	59.3%
	学童期以降	193	68	35.2%	207	72	34.8%	203	77	37.9%	200	81	40.5%
全体		236	82	34.7%	255	89	34.9%	251	98	39.0%	247	105	42.5%

年度区分		R9 2027			R10 2028			R11 2029			R11目標値	
		代替養育を必要とする子ど�数 (a)	里親等委託数 (b)	里親等委託率 (b) / (a)	代替養育を必要とする子ど�数 (a)	里親等委託数 (b)	里親等委託率 (b) / (a)	代替養育を必要とする子ど�数 (a)	里親等委託数 (b)	里親等委託率 (b) / (a)	里親等委託率	75.0%
内訳	0～2歳	19	10	52.6%	19	13	68.4%	19	15	78.9%	里親等委託率	75.0%
	3歳～就学前	27	17	63.0%	26	18	69.2%	25	19	76.0%		75.0%
	学童期以降	195	85	43.6%	192	90	46.9%	187	94	50.3%		50.0%
全体		241	112	46.5%	237	121	51.1%	231	128	55.4%		

②新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出

令和11年度の里親等委託数（128人）から、現状の里親等委託こども数（令和5年度：82人）を差し引いた人数（46人）について新たに里親等委託先の確保が必要となります。

令和2～5年度の実績を踏まえ、里親の平均受託こども数を1.2人とした場合、令和11年度までの里親新規登録の増加分（24世帯）及びファミリーホームの1か所新設（6人）により、新たに34人分の受託が可能となります。

里親新規登録数 × 平均受託こども数 + 新規ファミリーホーム定員

$$24 \times 1.2 + 6$$

$$= 34.8 \text{人} (\text{新たな受託可能人数}) < 46 \text{人} (\text{新たに委託先の確保が必要な人数})$$

不足する分（12人）については、研修等を通じた委託可能な里親の養成を図ることで、必要数を確保します。

表7-3<里親等登録率及び稼働率の実績と見込み> (単位：世帯、人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録世帯数 (a)	210	212	219	218	222	226	230	234	238	242
平均受託こども数 (b)	1.33	1.38	1.36	1.22	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
ファミリーホームの定員数 (c)	36	36	36	36	30	30	30	30	36	36
乳児院、児童養護施設の入所こども数 (d)	141	146	166	154	166	153	142	129	116	103
里親等委託数 (e)	105	100	81	82	89	98	105	112	121	128
里親等登録率（%）※1 (a×b+c) / (d+e)	128.2%	133.6%	134.7%	127.6%	116.2%	120.0%	123.9%	129.0%	135.7%	141.3%
里親等稼働率（%）※2 (e / (a×b+c))	33.3%	30.4%	24.3%	27.2%	30.0%	32.5%	34.3%	36.0%	37.6%	39.2%

※1 里親等登録率

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

$$-----$$

※2 里親等稼働率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

$$-----$$

□ 資源等に関する地域の現状

里親・ファミリーホームへの委託の推進のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	○	○
②	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	○	○
	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数	—	—
③	ファミリーホーム数	○	○
	ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数	—	—
④	里親登録（認定）に対する委託里親の数（年間に1回でも委託のあった里親数）	—	—
⑤	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	○	○

ハ 資源の整備・取組方針等

- ・ 里親等への委託を推進するに当たっては、子どもが安心して暮らせるよう、児童養護施設等との連携や適切な委託家庭の選定と委託後のフォローを行うことにより、里親不調（※里親と委託されることの関係が悪化し、養育継続が困難となること）を防ぎ、安定した養育環境の維持を図ります。
- ・ 里親の登録については、里親委託が可能な里親を十分に確保できるよう、養子縁組のみならず、社会的養育への理解を深めた里親の養成と合わせて推進していきます。

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

- 令和6年度から、みやぎ里親支援センターけやきが県内の里親支援業務を実施しております、県としてもその取り組みを支援しています。
- 研修については、みやぎ里親支援センターけやきにおいて里親を対象とした研修を実施し、里親の専門性向上に努めていますが、受講者が少ない等の課題があります。

□ 資源等に関する地域の現状

里親等支援業務の包括的な実施体制の構築のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	里親支援センターの設置数	○	○
	里親支援センターの民間への委託数	—	—
②	民間フォースタッキング機関の設置数	○	—
③	児童相談所における里親等支援体制の整備	○	—
④	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	○	○

ハ 資源の整備・取組方針等

- 里親支援センターは設置済であり、センターと連携した里親等支援体制の整備は進んでいます。
- 里親支援センター、児童相談所、施設の里親支援専門員との役割分担を明確にするなど、里親等支援業務を効果的に実施できる体制を構築します。
- 必須研修以外の研修を受講していない里親が多く、受講促進が課題となっていることから、里親への受講の働きかけを行い、里親の専門性の向上を目指します。

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

＜主な取組＞

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について早期に整備が図られるよう継続して支援します。
- 施設職員の人材確保及び人材育成による専門性強化に向けて、施設と共同して取り組みます。

- 平成28年改正児童福祉法及び新しい社会的養育ビジョンにより国・地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等が明記され、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者への支援を原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には「家庭における養育環境と同様の養育環境」である養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を進めることとされました（図8）。
- 各施設には、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにより、子どもへの個別対応を基本とした「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことが求められています。
- なお、計画策定に当たっては、パーマナンシー保障の実現のための取組の実施体制や、里親・ファミリーホームによる養育体制を確立するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意する必要があります。

図8＜家庭養育優先原則＞※再掲



(こども家庭庁資料集「社会的養育の推進に向けて(令和6年11月)」)より

(1) 施設で養育が必要な子どもの数の見込み

「4 各年度における代替養育を必要とすることの見込み」で算出した年度ごとの「代替養育を必要とすることの見込み」から「7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」(1) 里親・ファミリーホームへの委託ことの見込みで算出した年度ごとの「里親等委託が必要な子どもの数」を減じて、施設で養育が必要な子どもの見込みを算出します。

<推計方法>

代替養育を必要とすることの見込み

-

里親等委託が必要な子どもの数

= 施設で養育が必要な子どもの見込み

令和11年度末で、代替養育を必要とすることの数231人から里親・ファミリーホームでの養育が望ましい子どもの数128人(P40表7-2)を減じると、施設で養育が必要な子どもの数は、103人となっています。

この103人は、里親等委託が必要な子どもが全て委託できた場合に施設で養育が必要な人数であり、親権者の同意しない場合など、委託が困難なケアニーズの高い子どもが一定数見込まれるため、代替養育の場として児童養護施設等の確保が必要になります。

表8-1<施設で養育が必要な子どもの見込み>

(単位：人)

年度区分		R5		R6		R7		R8	
		代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数	代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数	代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数	代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数
内訳	0~2歳	13	2	21	4	20	3	20	3
	3歳～就学前	30	5	27	5	28	5	27	5
	学童期以降	193	94	207	101	203	99	200	98
合計		236	101	255	110	251	107	247	106

年度区分		R9		R10		R11	
		代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数	代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数	代替養育を必要とする子どもの数	うち施設で養育が必要な子どもの数
内訳	0~2歳	19	3	19	3	19	4
	3歳～就学前	27	5	26	5	25	6
	学童期以降	195	95	192	94	187	93
合計		241	103	237	102	231	103

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

- 県内には民間法人が運営する乳児院2施設、児童養護施設5施設、児童心理治療施設1施設、県営の児童自立施設1施設、公設民営等による母子生活支援施設4施設が設置されています（表8-2）。

表8-2<県内施設の状況>（令和6年4月1日現在）

施設区分	県所管		仙台市所管		合計	
	施設数	認可定員	施設数	認可定員	施設数	認可定員
乳児院	1施設	35人	1施設	30人	2施設	65人
児童養護施設	1施設	70人	4施設	304人	5施設	374人
児童心理治療施設	—	—	1施設	31人	1施設	31人
児童自立支援施設	1施設	28人	—	—	1施設	28人
母子生活支援施設	2施設	40世帯	2施設	40世帯	4施設	80世帯

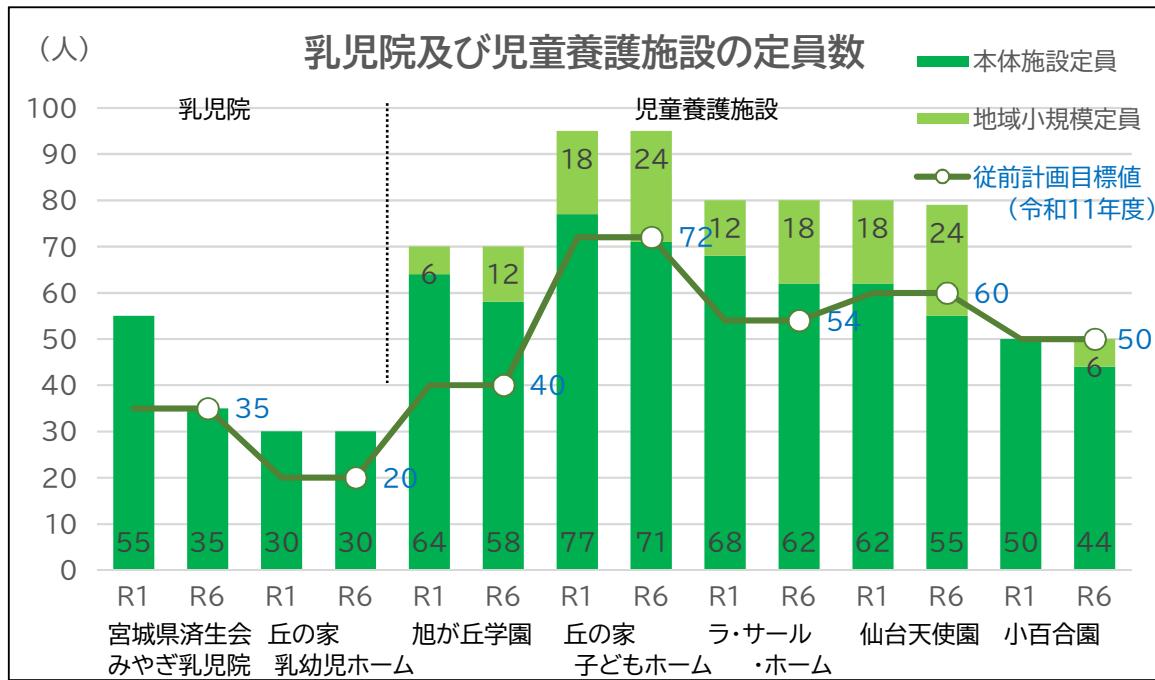
- 上記施設のうち、乳児院及び児童養護施設については、従前計画の中で令和11年度末における本体施設の予定定員や地域小規模児童養護施設の整備計画を定めています（表8-3）。

表8-3<従前計画策定期の予定人員及び地域小規模児童養護施設の整備計画>

区分	令和11年度（従前計画策定期）				
	予定定員 合計	本体施設		地域小規模	
		予定定員	暫定定員	予定定員	(箇所数)
宮城県済生会乳児院	35人	35人	—	—	—
丘の家乳幼児ホーム	20人	20人	—	—	—
乳児院計	55人	55人	—	—	—
旭が丘学園	40人	34人	—	6人	1箇所
丘の家子どもホーム	72人	36人	—	36人	6箇所
ラ・サール・ホーム	54人	36人	—	18人	3箇所
仙台天使園	60人	36人	—	24人	4箇所
小百合園	50人	38人	—	12人	2箇所
児童養護施設計	276人	180人	—	96人	16箇所
施設合計	331人	235人	—	96人	16箇所

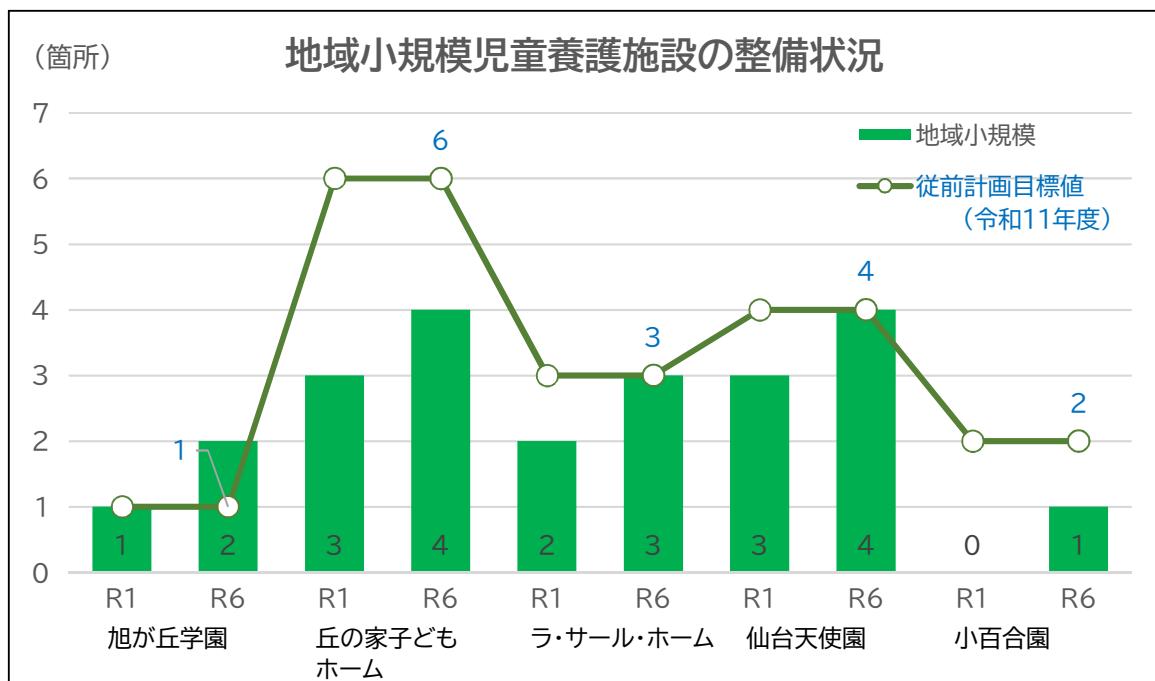
- ・ 乳児院1施設については、仙台市から富谷市への移転改築が完了し、小規模グループケアによるユニット化された施設となったため、令和11年度末における予定定員の目標を達成しています。児童養護施設の定員数については、従前計画策定時点の令和元年度から大きな変化はありませんが、全ての児童養護施設において地域小規模児童養護が設置され、施設の小規模かつ地域分散化が進んでいます（グラフ8-1、8-2及び表8-4）。

グラフ8-1 <乳児院及び児童養護施設の定員数（仙台市含む）>



※宮城県済生会みやぎ乳児院（令和5年9月仙台市から富谷市へ移転）及び旭が丘学園のみ県所管施設。
※定員数のうち、R1は令和元年5月1日現在、R6は令和6年4月1日現在の認可定員。

グラフ8-2 <地域小規模児童養護施設の整備状況（仙台市含む）>



※施設数のうち、R1は令和元年5月1日現在、R6は令和6年4月1日現在の施設数。

表8-4<乳児院及び児童養護施設の定員数等の状況（仙台市含む）>

区分	① 令和元年5月1日現在（従前計画策定期）				
	認可定員 合計	本体施設		地域小規模	
		認可定員	暫定定員	認可定員	(箇所数)
宮城県済生会乳児院	55人	55人	48人	—	—
丘の家乳幼児ホーム	30人	30人	28人	—	—
乳児院計	85人	85人	76人	—	—
旭が丘学園	70人	64人	63人	6人	1箇所
丘の家子どもホーム	95人	77人	77人	18人	3箇所
ラ・サール・ホーム	80人	68人	63人	12人	2箇所
仙台天使園	80人	62人	61人	18人	3箇所
小百合園	50人	50人	46人	—	—
児童養護施設計	375人	321人	310人	54人	9箇所
施設合計	460人	406人	386人	54人	9箇所

区分	② 令和6年4月1日現在（現状）				
	認可定員 合計	本体施設		地域小規模	
		認可定員	暫定定員	認可定員	(箇所数)
宮城県済生会みやぎ乳児院	35人	35人	35人	—	—
丘の家乳幼児ホーム	30人	30人	30人	—	—
乳児院計	65人	65人	65人	—	—
旭が丘学園	70人	58人	44人	12人	2箇所
丘の家子どもホーム	95人	71人	48人	24人	4箇所
ラ・サール・ホーム	80人	62人	46人	18人	3箇所
仙台天使園	79人	55人	40人	24人	4箇所
小百合園	50人	44人	34人	6人	1箇所
児童養護施設計	374人	290人	212人	84人	14箇所
施設合計	439人	355人	277人	84人	14箇所

区分	増減（② - ①）				
	認可定員 合計	本体施設		地域小規模	
		認可定員	暫定定員	認可定員	(箇所数)
乳児院	増減	▲20人	▲20人	▲11人	—
	増減率	▲23.5%	▲23.5%	▲14.5%	—
児童養護施設	増減	▲1人	▲31人	▲98人	+30人
	増減率	▲0.2%	▲9.7%	▲31.6%	+55.6%
					+55.6%

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換については、施設整備に多額の費用を要するため、国の交付金を活用するなど、各施設の財政的負担を軽減し、早期に整備が図られるよう支援しています。
- また、乳児院（県所管）では医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置し、医療的ケアが必要な子どもの円滑な受入を促進するなど、施設の高機能化及び多機能化の取組も実施しています。
- 県営の児童自立支援施設は、ケニアーズの非常に高い子どもが入所しており、男子寮が2寮、女子寮が1寮で、居室は全て2人定員となっています。近年入所する子どもの傾向として、被虐待経験や発達障害等により、特別な支援を必要とする子どもが増加しているため、各寮の小規模化や居室の個室化により、集団養育と個別的養育のバランスを踏まえた個別支援が必要となっています。
- 母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設ですが、入所者は定員世帯の半数程度に留まっており、「3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」とも連携し、機能強化を図るとともにニーズに応じた活用を促す必要があります。また、高年齢男児のいる母子世帯では保護の際に他利用者への配慮により分離を余儀なくされる事例もあるため、母子を分離せずに保護できるような整備が必要となっています。

□ 資源等に関する地域の現状

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	○	○
②	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	○	○
③	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	○	○
④	一時保護専用施設の整備施設数	○	○
⑤	児童家庭支援センターの設置施設数	○	○
⑥	里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数	○	○
⑦	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	○	○
⑧	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	○	○

ハ 資源の整備・取組方針等

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換については、施設整備に多額の費用を要するため、国の交付金を活用するなど、各施設の財政的負担を軽減し、早期に整備が図られるよう支援を継続します。
- 特に、児童自立支援施設については、「児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会報告書」（令和5年3月）において、施設の小規模化は必須とされ、居室の個室化を推進していくこととしています。本県の児童自立支援施設についても、各寮の小規模化及び居室の個室化を含め、入所することの特性を踏まえた受入環境を整備し、集団生活の安定性を土台とした個別支援の充実を図ります。
- 母子生活支援施設については、「3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」とも連携し、機能強化を図るとともにニーズに応じた活用を促すため、周知に努めるとともに、入所者の支援に取り組みます。
- 本計画の策定に当たって実施した各施設へのヒアリングの中で、職員の離職や人材確保が課題となっているとした意見が多かったことから、福祉人材の確保や在職中の職員の定着を図るため、施設と共同した人材確保対策を強化します。
- また、様々な困難な課題のある子どもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める上で、職員の専門性の向上が不可欠であるため、施設職員研修の充実を図り、複数の施設の合同研修を促すなど、人材の育成及び専門性の向上に努めます。

＜施設計画＞

- 本計画の最終年度である令和11年度の施設への入所予定定員は、乳児院65人（本体施設のみ）、児童養護施設272人（本体施設176人、地域小規模96人）の合計337人（従前計画策定期331人）となる予定です（表8-5）。
- 予定定員は各施設の整備実績（現在整備中・今後整備予定を含む）や各施設へのヒアリング結果を踏まえ一部更新しています。
- 県内の各施設には宮城県と仙台市のそれそれが措置することもが入所していますが、概ね半数ずつ入所している状況であることから、令和11年度の入所予定定員337人の半数の169人を宮城県分と考えると、上記「(1) 施設で代替養育が必要なこども数の見込み」で算出した令和11年度に施設で代替養育が必要なこども数の見込みは103人であることから、施設の予定定員は必要数を満たしています。
- 一方で、現状として、ケアニーズの高いこどもや施設での養育が適当と判断されるこどもが増加しており、施設の職員不足や入所しているこどもの状況などにより受入体制が整わず、定員に満たない状況であっても受け入れができない事態が発生しています。
- また、一時保護の増加により、緊急時やこどもの特性に応じ、各施設への一時保護委託が求められていることも考慮すると、施設の予定定員の必要数は十分に満たしていると言えない状況です。

表8-5<新計画の予定人員及び地域小規模児童養護施設の整備計画>

区分	予定定員 合計	令和11年度		
		本体施設	地域小規模	
		予定定員	予定定員 (箇所数)	
宮城県済生会乳児院	35人	35人	—	—
丘の家乳幼児ホーム	30人	30人	—	—
乳児院計	65人	65人	—	—
旭が丘学園	42人	30人	12人	2箇所
丘の家子どもホーム	66人	36人	30人	5箇所
ラ・サール・ホーム	54人	36人	18人	3箇所
仙台天使園	60人	36人	24人	4箇所
小百合園	50人	38人	12人	2箇所
児童養護施設計	272人	176人	96人	16箇所
施設合計	337人	241人	96人	16箇所

*下線部は従前計画から修正箇所。また、変更内容は以下のとおり。

○丘の家乳幼児ホーム 25人→30人（本体施設：25人→30人）

○旭が丘学園 40人→42人（本体施設：34人→30人）

（地域小規模：6人1箇所→12人2箇所）

○丘の家子どもホーム 72人→66人（地域小規模：36人6箇所→30人5箇所）

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

＜主な取組＞

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等※の実情把握に努め、支援内容の充実を図ります。
- 里親等への委託解除及び児童養護施設等を退所することの社会的自立を図るため、支援体制の強化に取り組みます。

※社会的養護経験者等・・・社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう。

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- ・ 令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援を行うことなどが、都道府県の業務として位置付けられました。
- ・ 本県における自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の推移及び見込みは次のとおりです。各年齢区分に応じて、措置延長や児童自立生活援助事業等の必要性を判断し、支援を実施します。

表9＜自立支援を必要とする社会的養護経験者等の推移及び見込み＞ (単位：人)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年度内に18歳を迎える者	24	16	21	23	21	21	21	21	21	21
20歳まで措置延長された者	20	16	21	23	20	20	20	20	20	20
年度内に20歳を迎え継続支援を受けている者※	1	2	2	3	13	15	15	15	15	15
合計	45	34	44	49	54	56	56	56	56	56

※社会的養護自立支援事業（～R5年度）、就学者自立生活援助事業（～R5年度）、児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業（R6年度～）などの事業で支援を受けている者。

なお、人数は各年度末現在の状況。R2～R5年度は子ども・家庭支援課調査。R6年度以降は推計値。

＜取組方針＞

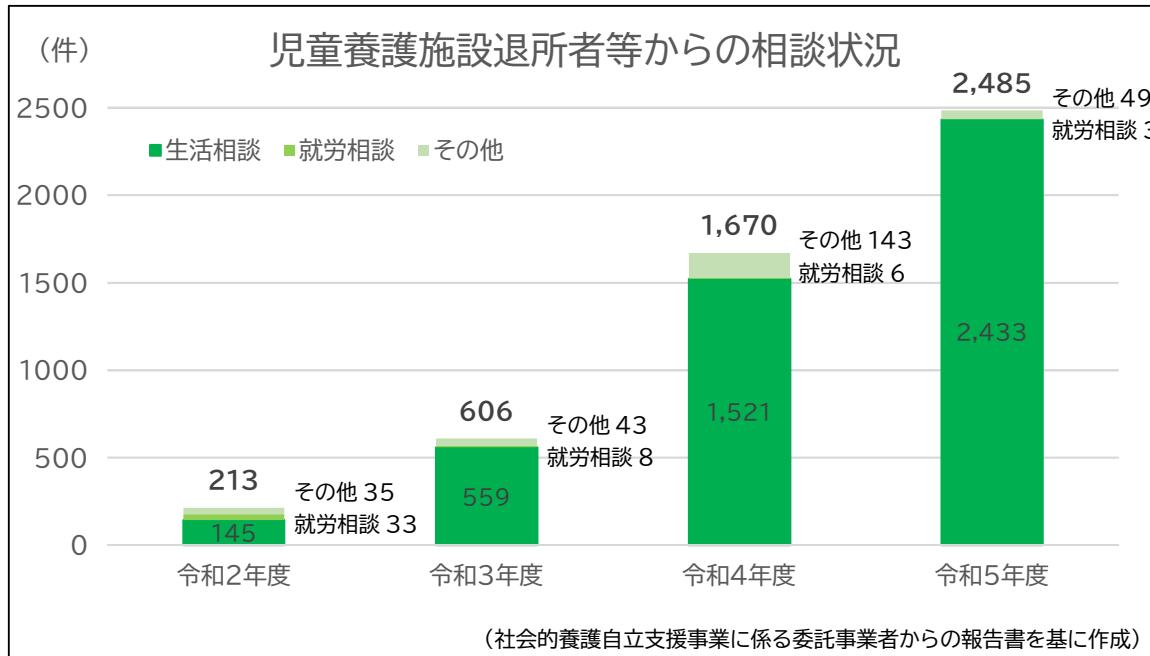
- ・ 本県では、本計画の策定に先立ち、児童養護施設退所者等の生活状況や社会生活上の課題・支援ニーズ等並びに各施設等と施設退所者等との関わり、支援状況等を把握・整理するため、令和5年度に「宮城県における児童養護施設退所者等の実態調査」を実施し、調査結果報告書を県ホームページで公表しております。
- ・ 本計画においても、社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化により必要な支援を行います。
- ・ 社会的養護経験者等の実態把握調査を踏まえ、各施策・取組の見直しを行うなど、支援内容の充実を図っていきます。

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

- 平成29年度から、児童養護施設退所者等に対して、退所後のアフターケアを行うための社会的養護自立支援事業を実施しています。
- 本事業は、令和4年改正児童福祉法の施行により、令和6年度から社会的養護自立支援拠点事業として、県と仙台市で共同実施しており、生活、就労に関する相談支援や情報提供などを実施しています。一部の生活費の支給や住居に関する支援は児童自立生活援助事業に移行し支援を継続しています。
- 平成28年度から宮城県社会福祉協議会を通じて、保護者等からの経済的な支援が見込まれない児童養護施設退所者等に対して、生活費や家賃、資格取得費用を貸し付ける（一定期間就業を継続した場合は返還免除）自立支援資金貸付事業を実施しており、児童養護施設退所者等の自立を支援しています。
- また、全国社会福祉協議会が実施する児童養護施設退所者等の就職時の身元保証、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証、大学等の入学時の身元保証に係る損額保険契約の保証料を県が負担する身元保証人確保対策事業を実施しており、身元保証人の確保支援を行っています。
- 各事業は、対象となる子ども、里親等及び施設への周知が必要であり、退所前から事業についての内容を十分理解してもらい、委託解除及び施設退所後のスムーズな支援に繋げられるようにする必要があります。
- 最近の傾向として、支援により就労に結びついた場合でも、会社と社宅、作業所とグループホームなど、就労先と住居の運営が一体となっている場合に、離職により、住居を同時に失うケースが増えているため、就労開始後も継続的な支援が求められます。

グラフ9<児童養護施設退所者等からの相談状況>



□ 資源等に関する地域の現状

社会的養護経験者等の自立支援体制の強化のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の 必要量等	定量的な 整備目標
①	児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数（定員））	○	○
②	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	○	○
③	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の有無	○	—

ハ 資源の整備・取組方針等

- ・ 里親等への委託解除及び児童養護施設等を退所することの社会的自立を支援する事業を継続し、対象者本人及び関係機関への周知を徹底するとともに、事業内容の充実、関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 各事業の実施に当たっては、委託解除及び退所前から対象者との信頼関係を構築できるよう、十分な時間をかけて関わるなど配慮し、委託解除及び退所後の円滑で効果的な支援に繋げられるよう取り組みます。
- ・ 住居を失った場合の一時避難的かつ居場所を提供するための支援として、社会的養護自立支援拠点事業の枠組みの中で実施を検討するとともに、住居支援を行う支援機関等とも連携し、包括的な支援を行います。
- ・ 支援対象者への一貫した支援を行うため、既存の会議等の活用による情報交換のほか、支援に係る関係機関を参考した情報連携の場を適宜設けるなど、支援体制の強化に取り組みます。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

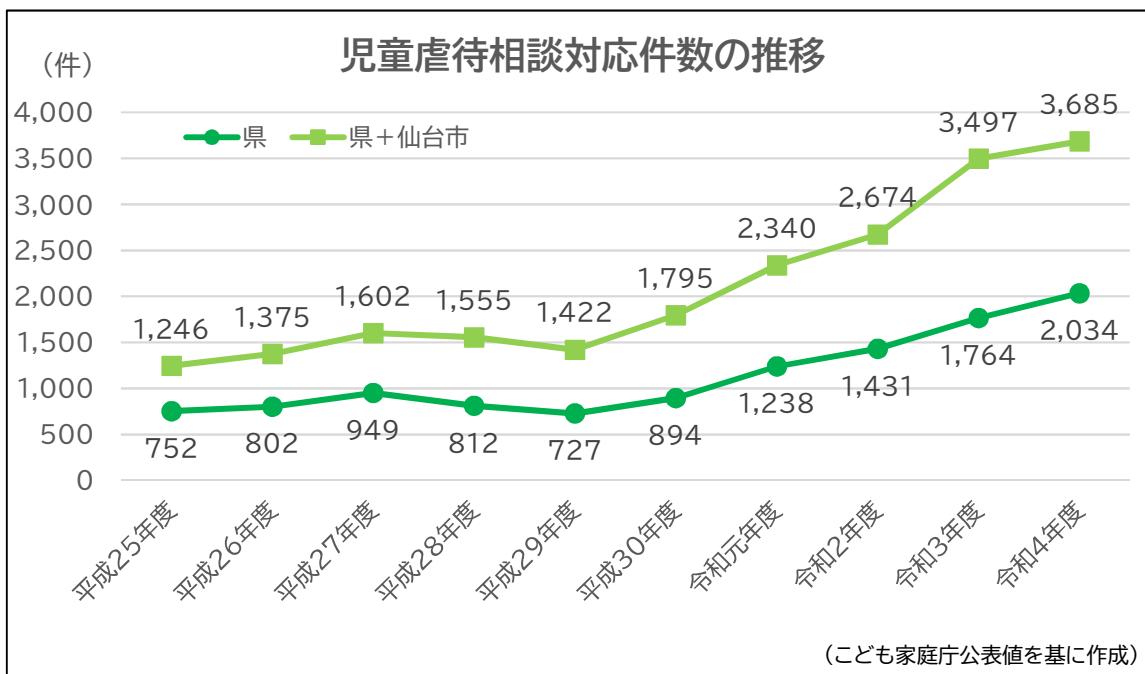
＜主な取組＞

- 児童相談所の職員の研修を充実させ専門性を向上させるとともに、弁護士や医師など専門職や警察官を配置し、充実した体制を目指します。
- 関係機関と連携して対応できる体制を整えます。
- 児童相談所の第三者評価を受審し、児童相談所の運営体制を改善していきます。

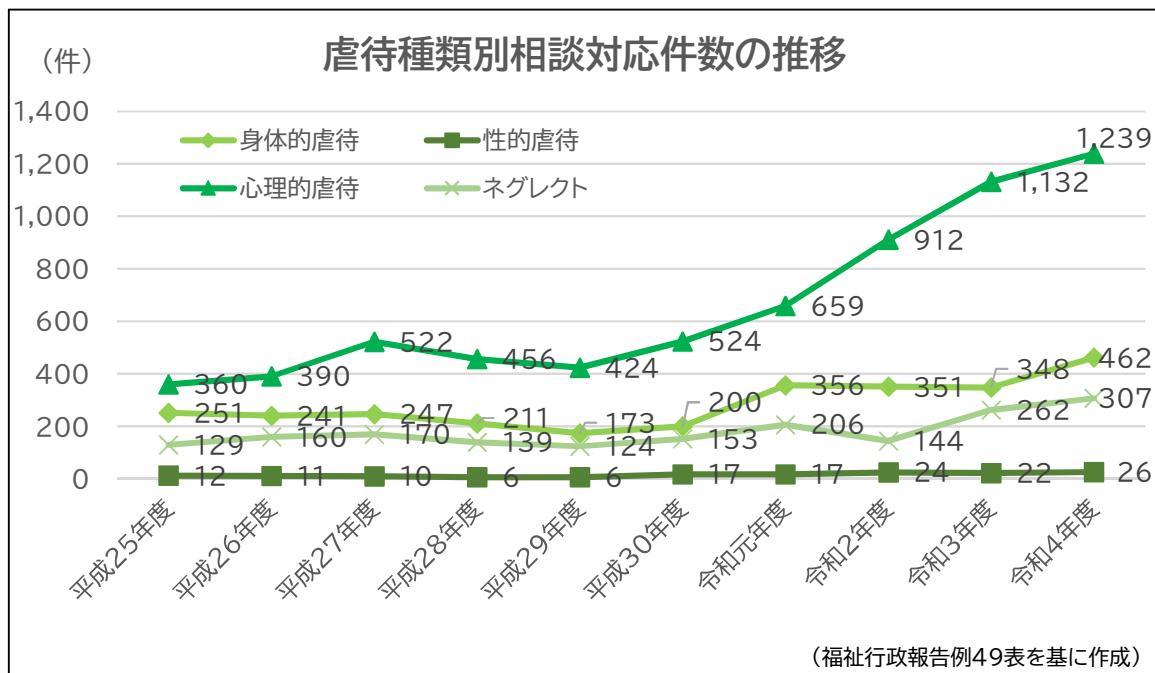
イ 従前計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は214,843件と過去最多を記録し、平成2年度の統計開始以降増加の一途を辿っています。
- ・ 本県（仙台市を除く）の令和4年度の児童虐待相談対応件数は2,034件で、令和3年度の1,764件から約15.3%増加し、過去最多を記録しています（グラフ10-1）。
- ・ 近年の傾向としては、子どもの目の前で夫婦げんかをする「面前DV」などの心理的虐待が増加しています（グラフ10-2）。
- ・ 相談対応件数が増加した要因としては、警察など関係機関との連携強化のほか、児童相談所共通ダイヤル189の周知などによる児童虐待に対する社会的関心の高まりが関連していると考えており、早期発見・早期対応により、事案を重篤化させないことが重要です。

グラフ10-1 <児童虐待相談対応件数の推移>



グラフ10-2<虐待種類別相談対応件数の推移>



(イ) 職員の配置について

- 県内の児童相談所は、令和5年度までは中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、東部児童相談所気仙沼支所の3児童相談所1支所（仙台市を除く）の体制でしたが、令和6年4月から中央児童相談所黒川支所（富谷市及び黒川郡を所管）を新たに設置し、体制を強化しています。
- 児童相談所に配置される児童福祉司及び児童心理司は、児童福祉法等により任用要件が規定されています。配置基準は児童虐待相談対応件数等により毎年変動し、基準に合わせた配置となるよう配慮しています。
- その他、仙台弁護士会からの推薦により顧問弁護士を配置し、児童相談所が助言・指導を受ける体制を構築し、顧問弁護士に法律相談を行うほか、必要に応じて隨時、相談や助言を受けることができる体制を整えています。
- また、児童相談所への医師及び保健師について、医師は子ども総合センターとの兼務で、保健師は判定・指導部門への配置で、必要な体制を整えています。更に、児童相談所に現職警察官を配置し、児童相談所と県警の連携強化を図っています。

(ロ) 職員の育成について

- 児童福祉司任用前講習、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の法定研修に加え、児童相談所新任職員研修、専門的技法に関する実務者研修を実施するなど、児童相談所の職員に求められる専門性を強化する各種研修を実施しています。
- また、担当職員がスーパーバイザーと事案に対応することや事案への対応についての所内検討、弁護士や医師のスーパーバイズを受けることなど、実際の業務を通して助言指導を受けることにより専門性の強化を図っています。

(ハ) 関係機関との連携について

- 教育、児童福祉、医療、警察等の関係機関を構成員とする「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」を設置し、定期的な協議及び研修等を開催するなど、児童虐待防止に関するネットワークを構築しています。
- 要保護児童の早期発見及び適切な保護を図ることを目的として市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」の構成員として、児童相談所が参画することにより、関係機関が連携して対応できる体制を構築しています。また、児童虐待対応アドバイザーを配置するなどし、市町村への助言や研修会への講師派遣を行っています。
- 児童相談所と警察による合同研修を行い、立入調査や臨検・捜索等の実習訓練により、緊急時に備えた知識やスキルを習得することに加えて、関係機関同士の顔の見える協力体制の強化を図っています。

(二) 児童相談所の第三者評価について

- 令和5年度に中央児童相談所及び一時保護所で、令和6年度に北部児童相談所で第三者評価を実施し、令和7年度には東部児童相談所及び同氣仙沼支所での実施を予定しています。

□ 資源等に関する地域の現状

児童相談所の体制強化、人材確保及び育成のため、以下の項目について、計画期間における「資源の必要量等」、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	児童相談所の管轄人口	○	—
②	第三者評価を実施している児童相談所（支所）数	○	○
②	第三者評価を実施している児童相談所数（支所）の割合 (分母：管内の全児童相談所（支所）数)	—	—
③	児童福祉司、児童心理司の配置数	○	○
④	市町村支援児童福祉司の配置数	○	○
⑤	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	○	○
⑥	医師の配置数	○	—
⑥	医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を記載）	—	○
⑦	保健師の配置数	○	○
⑧	弁護士の配置数	○	—
⑧	弁護士の配置数（常勤・非常勤（顧問契約）の内訳を記載）	—	○
⑨	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修）の受講者数、修了者数	○	○
⑩	専門職採用者数	○	○
⑩	専門職採用者数の割合	—	—

ハ 資源の整備・取組方針等

(イ) 職員の配置について

- ・ 児童相談所に配置される児童福祉司及び児童心理司について、任用要件を満たす職員を配置するとともに、毎年変動する基準に合わせた配置となるよう努めます。
- ・ 顧問弁護士や医師、保健師、現職警察官など、現状の児童相談所での体制を維持するとともに、必要に応じて拡充します。

(ロ) 職員の育成について

- ・ 引き続き、児童相談所の職員に求められる専門性を強化する各種研修を実施するとともに、実際の業務を通して助言指導を受けられる体制を維持します。
- ・ また、令和6年度に策定予定の「児童相談所職員人材育成方針（仮称）」に基づき、児童相談所職員の計画的かつ効果的な人材育成に取り組みます。

(ハ) 関係機関との連携について

- ・ 児童虐待防止のため「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」での協議又は研修等を定期的に開催します。
- ・ 児童相談所は、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」の構成員として引き続き参画し、関係機関が連携して対応できる体制を維持するとともに、市町村への助言なども実施します。
- ・ 児童相談所と警察による合同研修を定期的に行い、緊急時に備えた知識やスキルを習得することに加えて、関係機関同士が協力できる体制を維持します。

(二) 児童相談所の第三者評価について

- ・ 令和7年度以降も、3年に1度の頻度で第三者評価を受けられる体制を維持します。

1.1 障害児入所施設における支援

＜主な取組＞

- 入所している子どもが「良好な家庭的環境」で養育されるよう、施設のユニット化等によるケア単位の小規模化に向けた施設整備や職員の人員配置見直しなどの取り組みを検討します。

- 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活しています。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で支援を行う必要があります。
- 本計画から新たな項目として追加した「障害児入所施設における支援」では、現状、課題、取組方針、資源等に関する地域の現状について、以下のとおり整理します。

イ 現状

- ・ 県内の福祉型障害児入所施設は1施設となっており、定員及び現員は表1.1のとおりです。
- ・ 県内唯一の福祉型障害児入所施設として、主に重度から最重度の知的障害児や障害がある被虐待児を受け入れるなど県全域におけるセーフティネットの役割を担っています。
- ・ 行動障害などの障害特性や他児童との相性等から個室による対応が必要な児童が増加しているものの、施設の居室は多床室を中心となっており、個室利用をした場合などは定員一杯まで入所できない状況が続いているため、常時待機者がいる状況です。
- ・ また、重度最重度の知的障害児を中心に受け入れを行っているため、中軽度の知的障害のある養護ケース（被虐待児を含む）は児童養護施設等に措置されている場合が多くなっています。
- ・ 現状は障害児者施設が併設されており、障害児施設60名、障害者施設30名の合わせて90名の定員となっています。4つの居住棟に基本的に男女別・年齢別での受け入れとなるため、障害を持つ被虐待児を含む幅広い障害程度の児童が同一棟で一緒に生活する状況となっています。

表1.1 <県内の障害児入所施設の定員数・現員数>（令和6年4月1日現在）

【福祉型障害児入所施設】

施設名	定員	現員
宮城県啓佑学園	60人	48名

ロ 課題

- ・ 施設を利用する児童が良好な家庭的環境において生活できる環境の実現が求められます。
- ・ 年齢、性別、障害程度など障害児の特性や状態等に応じた弹力的な受け入れ、生活環境の提供が求められます。

ハ 取組方針

- ・ 障害児ができる限り良好な家庭的環境の下で、本人の特性や状態等に応じた生活ができるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化に向けた施設整備や職員の人員配置見直しなどの取り組みを検討します。

二 資源等に関する地域の現状

資源等に関する地域の現状として、次に掲げる2項目を記載します。

No	項目	資源の必要量等	定量的な整備目標
①	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	—	—
②	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	—	—

第4章 主な指標及び目標について

第3章の各取組における計画期間中（令和7年度から令和11年度まで）の主な指標及び目標は、以下のとおりです。

指標 No 【掲載ページ】	項目	現況値	目標値 (令和11年度)
1-② 【P14】	意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	人数：101人 割合：37.7%	人数：220人 割合：90.2%
	上記のうち事業を利用した子どもの割合	19.8%	40.0%
1-⑥ 【P14】	児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立ての希望があり、諮詢した件数の割合	—	100%
2-(1)-① 【P17】	こども家庭センターの設置数	19自治体	34自治体
2-(3)-① 【P19】	児童家庭支援センターの設置数	1箇所	2箇所
3-① 【P22】	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0箇所	2箇所
5-② 【P30】	一時保護専用施設や一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数	里親：45世帯 ファミリーホーム：5箇所 児童養護施設：5箇所 一時保護専用施設：1箇所	里親：67世帯 ファミリーホーム：6箇所 児童養護施設：5箇所 一時保護専用施設：2箇所
6-(2)-④ 【P34】	保護者支援プログラム等に関するライセンス取得数	—	5ライセンス
	保護者支援の研修実施回数	—	2回
7-(1)-① 【P42】	里親委託率	3歳未満：7.7% 3歳以上就学前：43.3% 学童期以降：35.2%	3歳未満：75.0% 3歳以上就学前：75.0% 学童期以降：50.0%
8-(2)-⑤ 【P49】	児童家庭支援センターの設置施設数	1箇所	2箇所
8-(2)-⑦ 【P49】	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0箇所	2箇所
9-(2)-① 【P54】	児童自立生活援助事業Ⅲ型 実施箇所数及び入居人数（定員）	0箇所 0人	1箇所 1人
10-⑨ 【P57】	児童福祉司任用後研修の受講者数、 修了者数（年間）	受講者：17人 修了者：17人	受講者：20人 修了者：20人

＜参考資料＞

1 計画策定までの流れ

時期	内容
令和4年 2月	➤ 令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書公表【厚生労働省】 (計画は資源の計画的な整備方針のためのものとすべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等について指摘)
令和4年 6月	➤ 児童福祉法等改正 (子どもに対する家庭及び養育環境の支援強化、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正)
令和6年 3月12日	➤ 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について (こ支第125号子ども家庭庁支援局長通知発出)
令和6年 7月	➤ 児童養護施設及びファミリーホームで代替養育を受けている子どもへのアンケート調査実施
令和6年 7~8月	➤ 関係施設及び関係機関に対するヒアリング実施 (仙台市と合同)
令和6年 9月 4日	➤ 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会(第1回) ・骨子案の審議
令和6年 12月 26日	➤ 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会(第2回) ・中間案の審議
令和7年 1月 ●日から 2月 ●日まで	➤ パブリックコメント実施
令和7年 1月●●日	➤ 県議会環境福祉委員会報告(中間案)
令和7年 3月●●日	➤ 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会(第3回) ・最終案の審議
令和7年 3月	➤ 宮城県社会的養育推進計画策定

2 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会委員名簿

(五十音順／敬省略)

構成員名	区分	所属等	備考
伊藤 紀子	県	宮城県中央児童相談所黒川支所長	
加藤 道代	学識経験者	東北大学名誉教授	
草間 吉夫	学識経験者	新島学園短期大学准教授	座長
菅原 竜喜	関係団体 (児童養護施設)	社会福祉法人旭が丘学園園長	
杉山 謙治	関係団体 (乳児院)	宮城県済生会みやぎ乳児院施設長	副座長
花島 伸行	学識経験者	弁護士	
平野 浩	関係団体 (障害児入所施設)	宮城県啓佑学園園長	
ト藏 康行	関係団体 (里親会)	宮城県里親会（なごみの会）会長	
門間 千詠子	市町村	石巻市保健福祉部こども家庭センター 統括支援員（技術主幹）	

3 宮城県内の施設等（令和6年10月1日現在）

（設置（認可）順）

<乳児院>

棄児、父母の死亡、未婚の母または保護者に監護されることが不適当な乳幼児を概ね2歳に達するまで養育する施設

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月	所管
宮城県済生会みやぎ乳児院	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 宮城県済生会	富谷市	昭和26年12月	県
丘の家乳幼児ホーム	社会福祉法人 仙台キリスト教 育児院	仙台市	昭和30年12月	仙台市

<児童養護施設・地域小規模児童養護施設（地域小規模）>

家庭環境に恵まれない児童を入所させて、心身ともに健やかに育成する施設

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月	所管
仙台天使園	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	仙台市	昭和23年 4月	仙台市
地域小規模 さくら			平成26年 4月	
地域小規模 つばき			平成30年 4月	
地域小規模 みづき			平成31年 4月	
地域小規模 かつら			令和 2年 4月	
ラ・サール・ホーム	社会福祉法人 ラ・サール会	仙台市	昭和24年 3月	仙台市
地域小規模 星の家			平成26年 4月	
地域小規模 昂			平成30年 6月	
地域小規模 虹			令和 5年 4月	
旭が丘学園	社会福祉法人 旭が丘学園	気仙沼市	昭和24年 4月	県
地域小規模 別家点睛			平成28年 4月	
地域小規模 別家笑舞			令和 5年 4月	
小百合園	社会福祉法人 善き牧者会	仙台市	昭和24年12月	仙台市
地域小規模 セキレイ			令和 元年 9月	
丘の家子どもホーム	社会福祉法人 仙台キリスト教 育児院	仙台市	昭和27年 5月	仙台市
地域小規模 かりんの家			平成12年 10月	
地域小規模 ひまわり			平成20年 4月	
地域小規模 若枝の家			平成30年 4月	
地域小規模 すみれ			令和 2年 4月	

<母子生活支援施設>

さまざまな事情で子どもの養育が十分にできない場合に、母親と子ども（18歳未満※）が一緒に入所できる施設

※必要があると認められる場合は、20歳に達するまで延長あり

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月	所管
宮城県さくらハイツ (県立施設)	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会 (指定管理者)	仙台市	平成15年 4月	県
栗原市ファミリーホーム ひだまり	栗原市	栗原市	昭和26年 10月	県
仙台つばさ荘	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	仙台市	昭和24年 4月	仙台市
仙台むつみ荘			昭和26年 8月	

<児童心理治療施設>

家庭や学校での人間関係が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所又は通所し、心理面からの治療及び指導を受ける施設

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月	所管
小松島子どもの家	社会福祉法人 仙台キリスト教 育児院	仙台市	昭和54年 7月	仙台市

<児童自立支援施設>

不良行為をなし又はなすおそれのある児童及び家庭環境等により生活指導などを要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて、必要な指導を行い支援する施設

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月	所管
宮城県さわらび学園 (県立施設)	宮城県	仙台市	昭和23年 4月	県

<児童家庭支援センター>

児童に関する家庭等からのより専門的な知識や技術を必要とする相談への対応や、児童相談所をはじめとする様々な機関との連絡調整を行う施設

施設名	運営主体	所在地	形態	所管
旭が丘学園 児童家庭支援センター	社会福祉法人 旭が丘学園 (受注者)	気仙沼市	業務委託	県

<福祉型障害児入所施設>

障害児を入所させて、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月	所管
宮城県啓佑学園 (県立施設)	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 (指定管理者)	仙台市	平成 5年 10月	県

<自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）>

義務教育を終了した児童等に対し、共同生活を営む住居において相談、その他の日常生活の援助、生活指導、就業支援を行い、社会的自立を援助する施設

施設名	運営主体	所在地	事業開始年月	所管
せんだんの家	社会福祉法人 東北福祉会	仙台市	平成 10年 4月	仙台市
峠のまきば	特定非営利活動法人 まきばフリースクール	大崎市	平成 24年 7月	県
愛子2			平成 26年 5月	
ドリーム			令和 5年 4月	
少年の家 「ロージーハウス」	特定非営利活動法人 ロージーベル	名取市	平成 29年 11月	県
少年の家 「ロージーメゾン」			令和 2年 6月	
ユカリ	特定非営利活動法人 ほっぷすてっぷ	仙台市	令和 6年 2月	仙台市
はやぶさ	株式会社じどう	多賀城市	令和 6年 5月	県
ラパン		塩竈市	令和 6年 5月	
やっぽー	合同会社 GOGO	塩竈市	令和 6年 10月	県

<ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）>

児童福祉法に規定する小規模児童養育事業（その実施場所）のことで、主に里親としての経験を有する者が委託児童を住居で養育

住居名	所在地	設置年月	所管
ざおうホーム	蔵王町	平成 21年 4月	県
みんなの家	東松島市	平成 23年 10月	県
どんぐりとやまねこ	多賀城市	平成 26年 4月	県
オレンジ屋根	岩沼市	平成 30年 4月	県
ぐるんぱハウス	大崎市	令和 5年 3月	県

※県所管分のみ掲載。

<里親支援センター>

里親制度の普及啓発や里親からの相談に応じた助言、レスパイト・ケアの調整、研修などの支援を行う施設

施設名	運営主体	所在地	事業開始年月	所管
みやぎ里親支援センター けやき	社会福祉法人 仙台キリスト教 育児院	仙台市	令和6年4月	仙台市 県

※仙台市・県の共同実施。

<社会的養護自立支援拠点事業所>

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互交流の場の提供、生活・就労等に関する情報提供及び相談支援、関係機関との連絡調整などを自立に向けたサポートを実施する事業所

施設名	運営主体	所在地	形態	所管
—	特定非営利活動法人 チャイルドライン みやぎ（受注者）	仙台市	業務委託	仙台市 県

※仙台市・県の共同実施

4 家庭養育の推進に関するこれまでの動き

昭和23年	➤ 児童福祉法施行 ➤ 「里親家庭養育運営要綱」制定【厚生省】
昭和63年	➤ 特別養子縁組制度施行 ➤ 「里親等家庭養育運営要綱」制定【厚生省】 ➤ 養子縁組あっせん事業届出制度実施
平成6年	➤ 「子どもの権利に関する条約」批准
平成10年	➤ 児童家庭支援センター創設（児童福祉法改正）
平成12年	➤ 「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」策定【厚生省】
平成14年	➤ 専門里親、親族里親の制度の創設、「里親が行う養育に関する最低基準」、「里親制度運営要綱」、「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱」策定【厚生労働省】
平成17年	➤ 「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」策定【厚生労働省】
平成18年	➤ 里親委託推進事業実施（児童相談所に「里親委託推進員」配置）
平成20年	➤ 養育里親を養子縁組里親と区別して法定、養育里親研修の義務化（児童福祉法改正）、「里親支援機関事業実施要綱」策定【厚生労働省】
平成21年	➤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）創設（児童福祉法改正）
平成23年	➤ 「里親委託ガイドライン」を策定【厚生労働省】 ➤ 「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会的養護専門委員会） ➤ 親族里親の定義変更（おじ・おばには養育里親を適用）
平成24年	➤ 「里親及びファミリーホーム養育指針」策定【厚生労働省】 ➤ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）配置開始【厚生労働省】 ➤ 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」とりまとめ（社会的養護専門委員会）
平成27年	➤ 「宮城県家庭的養育推進計画」策定
平成28年	➤ 「家庭養育優先原則」の明確化、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置づけ、養子縁組里親の法定化及び研修義務化（児童福祉法改正）
平成29年	➤ みやぎ里親支援センターけやき設置 ➤ 「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）

平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「都道府県社会的養育推進計画」策定要領発出 ➢ 「フォースタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」、「一時保護ガイドライン」、「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」発出【厚生労働省】
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「宮城県社会的養育推進計画」策定
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童福祉制度、母子保健制度、子ども・子育て支援制度に関する報告書とりまとめ（社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会）
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こども基本法成立 ➢ 市町村こども家庭センターの設置、一時保護開始時の司法審査の導入など（児童福祉法改正）
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こども家庭庁設置 ➢ こども基本法施行 ➢ こども大綱閣議決定（ライフステージを通した重要事項の一つとして「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」の位置付け） ➢ 「都道府県社会的養育推進計画」策定要領発出
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 宮城県中央児童相談所黒川支所設置

宮城県社会的養育推進計画
令和7年 月策定

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2532

FAX : 022-211-2591

E-mail : kodomosy@pref.miyagi.lg.jp